

総務文教常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成25年12月24日(火) 午前9時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	有村 隆志 君
委員	平原 志保 君	委員	阿多 己清 君
委員	中村 正人 君	委員	松元 深 君
委員	塩井川 幸生 君	委員	池田 守 君
委員	前川原 正人 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	川村 直人 君	危機管理監	徳田 純 君
総務課長	越口 哲也 君	財務課長	新町 貴 君
安心安全課長	酒元 博 君	税務課長	谷口 信一 君
収納課長	徳田 忍 君	総務管理グループ長	有満 孝二 君
人事研修グループ長	小倉 正実 君	文書法制グループ長	西 敬一朗 君
財政第1グループ長	池田 宏幸 君	財政第2グループ長	野崎 勇一 君
財政管理グループ長	富永 博幸 君	防災グループ長	石神 修 君
市民税グループ長	森 裕之 君	市民税グループサブリーダー	中村 和仁 君
固定資産税グループ長	江口 元幸 君	収納第1グループ長	上小園 拓也 君
収納第3グループ長	萩元 隆彦 君	人事研修グループ主査	種子島 進矢 君
財政第1グループ主査	末増 あおい 君	財政第1グループ主査	瀧間 宏 君
溝辺総合支所長	福重 博之 君	溝辺地域振興グループ長	長丸 広美 君
溝辺地域振興グループ主任主事	東郷 誠吾 君		
企画部長	中村 功 君	企画政策課長	山口 昌樹 君
企画政策グループ長	永山 正一郎 君	企画政策課主任主事	白濱 健司 君
生活環境部長	塩川 剛 君	保険年金課長	橋口 洋平 君
国民健康保険グループ長	有村 和浩 君		
健康づくり推進室長	宇都 幸雄 君	保健福祉政策課主幹	新窪 政博 君
子育て支援推進室主事	西村 賢三 君	健康増進グループ主任主事	福本 幸一郎 君
耕地課主幹	田之上 博 君	農林水産政策グループ長	阿久井 洋一 君
農政第1グループ長	山下 晃 君	農林水産政策グループ主査	徳田 章 君
商工観光政策グループ長	田島 博文 君	観光地づくりグループ長	八幡 洋一 君
建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	川東 千尋 君
建設施設管理課長	長谷川 俊己 君	建設施設管理課主幹	大岩根 充一 君
公園グループ長	片白 信人 君	河川港湾グループ長	西元 剛 君
下水道業務グループ長	前田 勤 君		
教育部長	宗像 成昭 君	教育総務課長	久保 隆義 君
保健体育課長	中馬 吉和 君	生涯学習課長	津曲 正昭 君
文化振興課長	上牧 幸男 君	国分教育総務課長	富永 克義 君
溝辺教育振興課長	宇都 隆志 君	横川教育振興課長	川上 真一 君
牧園教育振興課長	平原 一幸 君	霧島教育振興課長	西 潤一 君

福山教育振興課長	堀切	総	君	境域総務課長補佐	本村	成明	君
保健体育課長補佐	新鍋	一昭	君	生涯学習課主幹	松崎	孝成	君
国分教育グループ長	盛重	秀一	君	保健体育課主任	野辺	貞孝	君
消防団係主査	濱崎	勝幸	君				
株式会社博友代表取締役社長	田中	順一	君	株式会社博友取締役会長	田中	実	君
株式会社博友取締役総務部長	土井	智織	君	株式会社博友事業企画部長	篠原	義勝	君
反原発・かごしまネット代表	向原	祥隆	君	霧島市隼人町在住	続	博治	君
駅前4自治会長	北山	保	君				

5. 本委員会に出席した委員外議員は次のとおりである。

なし

6. 本委員会を傍聴した議員は次のとおりである。

議員	宮本	明彦	君	議員	志摩	浩志	君
議員	新橋	実	君	議員	植山	利博	君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 宮永 幸一 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

陳情第 7号 場外舟券売場（仮称）「ミニボートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書

陳情第 8号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書

議案第 88号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について

議案第 89号 霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について

議案第 114号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 115号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 119号 霧島市都市公園条例の一部改正について

議案第 120号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

9. 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前9時00分」

○委員長（池田綱雄君）

ただいまから、総務文教常任委員会を開会します。本日は、去る12月16日の本会議で当委員会に付託されました議案6件、及び陳情2件についての審査を行います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時01分」

「再開 午前 9時02分」

### △ 陳情第8号 「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、陳情第8号、「県民の安全が担保されない拙速な川内原発1・2号機の再稼働を認めない決議」の採択を求める陳情書について、審査します。本日は、陳情者である反原発・かごしまネット代表の向原祥隆様、及び霧島市隼人町在住の続博治様に御出席をいただいております。陳情者の皆様に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言くださいますようお願いいたします。また、陳情者は委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは説明を求めます。

○反原発・かごしまネット代表（向原祥隆君）

今日は説明の機会を与えていただきまして、どうもありがとうございます。私は、反原発・かごしまネットの代表をしている向原祥隆といます。普通は、一般市民として南方新社という出版社の社長をやっています。私は以前から、原発は危ないのではないかというふうに思っておりまして、というのは学生時代に、京都大学の先生に、「日常的にもう放射能は出てくるんだ」と、そういう話を聞きました。つまり、私が大学に入ったのは1976年で、ちょうど若狭湾に原発がいっぱいできていた頃ですね。その頃に、大学の先生、ムラサキツユクサの研究をされていた方なんですけれども、原発に近ければ近いほど病気になる、ガンが増えるという話がありました。その先生は、ムラサキツユクサの雄しべの毛が、突然変異が増えるという研究をされていました。原発に近ければ近いほど雄しべの毛に突然変異が増える。遠くに離れば離れるほど突然変異が減ると。つまり、それは人間にとってみればガンになることじゃないかというお話しでした。それに対しては賛否両論あるんですけれども、住民の健康を守るという側に立てば、やっぱり危険を発想するのが当然じゃないかということで、それ以来、原発に対しては人の健康を害するものだ。確かに、電気は便利な生活を享受できるわけなんですけれども、そういう人の健康を害する可能性を持ちながら出した電気というのは、とても非倫理的なものじゃないかというふうに考えておりました。それで今回、事故が起こってしまったわけなんですけれども、ちょっと画面で説明させていただきます。

[プロジェクターと資料に基づき説明]

私たちの主旨は、私たちは反対なんですけれども、賛成・反対、いろんな人がいるわけです。原発に関しては。だけれども、賛成の方にとっても、推進したい側にとっても、最低限のことをやってほしいと。そういうふうに思います。火山であるいは地震でちゃんと根拠を出しなさいと。ないということを示しなさいと。そこまでは推進する側も絶対言わなきゃならんというふうに思います。なおかつ推進するんだったら、きちんと避難計画も立ててくださいと。そういうふうにしなきゃならん。ですから、陳情書のタイトルにしても、「県民の安全が担保されない拙速な」というふうにわざわざ付けています。ですから、そういうことも配慮して、御判断いただきたいと、そういうふうに思います。私たち大人のやるべきことは、突き詰めれば子供たちの命を守ること。未来を拓かれたものにする、それ一点に尽きるのではないかと、そういうふうに思います。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより陳情者に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

先ほどパワーポイントで御説明いただいたわけですが、この資料の4番目の中で、先ほどおっしゃったのが、福島原発では偏西風が吹いて、85%が太平洋上、日本よりも上のほうに流れていったという事実が、これは私、記憶があるんですが以前、テレビだったのか新聞だったのか見た覚えがあるんですが、先ほどおっしゃった川内原発で万が一起こった場合に、帯状になっていますので、その影響というのは当然出てくると思うんですけれども、これもあくまでもデータとしてでしか見えない部分があると思うんですけれども、資料の4番のこれで想定した場合、こういう状況で全て同じとはいかないでしょうけれども、川内原発が事故を起こした場合の影響というのは計り知れないものがあるというふうな認識を持つわけなんですけれども、例えば数的にどうなのかというのは、

何かシミュレーションとかそういうのはあるんですか。

○反原発・かごしまネット代表（向原祥隆君）

具体的に私自身、そういうふうにシミュレーションしたことはないんですけども、多分ひと月も経たないうちに、多分1週間で南九州は汚染されて、1か月で西日本が汚染されると。それで、私たちはもう木の葉のような、何の価値もない日本を思って、国外に脱出しなきゃならんだろうと、そこまで思います。それで、放射能の風のスピードというのは圧倒的です。この前、7月20日と27日に、川内原発の脇の久見海岸から風船を800個飛ばしました。3.5時間後に都城市まで飛びました。4時間後には宮崎市、そこで拾ったという連絡があったんですね。当日はちょっと風が強めだったんですけども、もうそのぐらいのスピードで飛んでいくんですね。だから、もうあつという間に汚染されて、汚染された中でも住んでも構わないという人はいるかもしれませんが、やっぱり嫌だと思える人は逃げると思います。それともう一つは、子供が大人の3倍放射能の影響が大きいとよく言われます。だけれども、それは嘘です。というのは、子どもって何歳ねと。大人って何歳ねという話です。アメリカ人で、名前は失念したんですけども、広島とか長崎の原爆の患者をいろいろ調べてですね、ガンの増える割合を調査したのがあります。それはガン過剰率というんですけども、アメリカのゴフマンという人ですね、お医者さんです。大人が50歳を1をしたときに、20歳は30倍ガンになりやすい。10歳が150倍です。そして0歳児は400倍くらいガンになりやすいと、そういうデータがあります。つまり、細胞分裂が盛んなほどガンになりやすいということなんです。私なんかは56歳なんですけれども、年を取れば取るにつれて細胞分裂が穏やかになりますので、ガンの発生がしにくいということになります。ですから、福島の特攻隊にしてもですね、50歳以上あるいは40歳以上の年寄りですらうねという話は、そういうことに由来しています。ですから、まず最初に避難させなきゃならないのは圧倒的に子供たちです。あるいは若い人ですね。そういうことは頭に入れなきゃならないと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（平原志保君）

福島の子供たちの甲状腺のことが出ているんですけども、私も個人的に、今ホットスポットと言われてます松戸などの子供たちの検査結果を聞いておまして、この間の検査のときに、去年まで異常がなかった子供が、今年になって兄弟3人が3人とも甲状腺に出ているという話とか、全部調べた中の75%の子供に結局、甲状腺が見つかったという話をちょっと聞いていましたので、そういった他地域の、特に福島周辺ですね、福島が注目されがちですけども、関東近辺のほうも調査が入っているかと思うんですが、その辺の情報というのはお持ちですか。

○反原発・かごしまネット代表（向原祥隆君）

原発の事故発生当初、先ほど説明したように、鼻血が出たり倦怠感、怠さがあったり、下痢があったりという症状は、東京の子供たちにも結構出ています。御存じのように、自主避難という形で避難されてくる方は福島だけではありません。関東一円から来られています。東京、横浜あるいは埼玉、そこらの人がなぜ避難を思い立つかと。みんな大丈夫だよという中で避難、要は子供によってそういう症状が表れる場合と表れない場合があるんですね。ですから、自分の子がもう下痢をしょっちゅう起こすようになった、それまでそういうことはなかった、あるいは鼻血を出すようになったと。そういう現象を見て、お母さんはいたたまれなくなって、避難して来るんですね。それで、お母さんたちがやっぱり家族は離ればなれになるのがあかんということで、また帰ったりしますよね。東京に帰った途端、あるいは千葉に帰った途端、またそういう症状が出てくると。それは個人差がどうしてもあると思います。そういうお母さんはまた帰って来ると。ちょっとデータは持ってないんですけども、そういうことは実際、全国に避難されている、何万人にも上ると思います。そういったことを見るだけで、そういった被害というのは周辺にも当然及んでいると思います。もう一つは、汚染地図があるわけなんですけれども、資料の3ですね。大体20キロ内外と飯舘村方向

だけが要避難地域みたいな形で言われておるんですけども、チェルノブイリの要避難、避難しなさい、あるいは避難の権利があると、そういう所を日本の実際の汚染に当てはめた場合は、今の日本の汚染の範囲をはるかに超えています。それは福島県だけじゃなくて、茨城とか群馬とかですね、あの辺りも逃げなければならない、あるいは逃げる権利があるという所が点在しています。つまり、そういった所の子供たちというのは、病気になる可能性が高いだろうというふうに思います。

○陳情者（続 博治君）

先ほどの質問なんですけれども、一つは首都圏関係の「放射能から子供を守る会」が、学校給食から食べ物まで含めて具体的な数値をデータを出してあります。私たちは川内原発の差し止め訴訟というのをしていますが、その中での証拠書類として具体的なデータ、特に食べ物・飲料水、それからもう一つは子供たちの甲状腺の異常結果というのも、福島に限らず周辺の子どもたちの検査結果を、具体的な数値としては出してあります。それは具体的に子どもたちの、小児科の先生たちが埼玉それから首都圏で言うと奥多摩ですかね、多摩周辺関係の所に実際に子供たちの検査結果に基づいて、そのデータを今集計をして具体的なデータとして、原発ができて、事故が起こってから状態がどうだったかということでのデータも出してあります。これが必要な書類であれば、またそのデータも具体的なデータとして、資料として提出はできます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

汚染の関係で、最初の冒頭の中で、原発に近ければ近いほどその影響が大きいんだと。遠くなれば遠くなるほど、そういう植物への突然変異も少なくなっていくんだというふうにおっしゃったわけなんですけれども、今は川内原発は動いておりませんが、これまでの間の稼働していた年月の中で、そういう奇形とかそういう具体的な事例等が、一番身近な川内原発の海とかですね、そういう中でそういう事例というのはなかったのかですね。あればお示しといたしますか、説明をお願いしたいと思います。

○反原発・かごしまネット代表（向原祥隆君）

先ほどムラサキツユクサのお話をしましたけども、その方は京都大学の助手で市川定夫、やがては埼玉大学に転任されました。教授になられております。その市川定夫さんのお話でした。実際、川内原発はどうかということで、川内周辺では、まず最初に自然が破壊されています。3号機の増設のときに、いちき串木野市の羽島漁協及び串木野漁協、島平漁協からちょっと待ってくれと。「3号機の増設の反対あるいは慎重な調査を求める陳情書」が出ています。それは、県議会で否決されてしまいました。具体的にそこに書いてあるのは、羽島漁協は実際原発が稼働してから漁獲高が5分の1以下になっています。そういう状況です。そして、地元の漁師は分かるんですけども、北のほうから海藻が消えていったということです。それは温排水が、川内原発は温排水がいっぱい流れています。その量というのは、川内川の流量と同じくらい流れております。毎日毎日、川内川と同じだけの量を流していると。それは九州電力の安全協定では7℃上昇した水温という形になっています。もう一つは、それだけ出すということは吸い込むんですね。川内川と同じだけの量を吸い込む。吸い込んでそのまま流すわけじゃなくて、実は入れるときに一日3tぐらいの塩素を入れてると。次亜塩素酸ソーダを取水口のところで。それは何のために入れるかといったら、その取水口から採った水で原発の熱を冷ますためなんです。100万kWの電気をつくるために、原発で300万kWの熱を出すんです。そのうち100万kWしか電気にならないんだけど、200万kWは海へ捨てられるんです。これはなぜかという、火力も構造は一緒なんです。火を焚いて、お湯を沸かします。湯を沸かせて蒸気をつくります。蒸気でタービンを回すんですね。その蒸気を復水器という所で冷やすんです、冷たい水に当てて。そして、水にしてまたお湯を沸かして蒸気にして、そういうサイクルを繰り返すんですね。そのときに復水器に冷たい水を供給するために海水が要るんです。復水器で蒸気を効率よく冷やすためには、復水器というのが熱の伝導をよくするために、できるだ

け細いパイプ、表面積を増やさなきゃならないから、細いパイプを何万本という形で通すんですね。そのとき、親指ぐらいのパイプを通しますんで、そこにフジツボとかカキとか付いたらまずいですよ。そのフジツボとかカキの子を殺すために塩素を入れると。だけれども、死ぬのはフジツボとかカキだけでなく、様々な生き物の卵、カニの子とかエビの子とかみんな死んでしまいます、そこで。なおかつ、外にもそれが出てしまいます、温排水の放水口。よく言われているのが、その塩素のせいじゃないかというふうにも言われています。だけれども、もう一つちょっと恐ろしいのは、放射能です。マスコミの人も知っている人はいません。放射能は温排水に入っていないと言いますが、実際は原子炉設置許可申請書というのを、原発を造るときに、電力事業者は資源エネルギー庁に出します。それは鹿児島県立図書館にも置いてあるんですけども、それを見たら、1年間で184億ベクレル、6,000tの1年間に184億ベクレル、6,000tを出すというふうに出しても構わないという形で、原子炉設置許可申請書に書いてあるんですね。ものすごい量です。それをどうするかといたら、大量の温排水がありますんで、それに薄めて出すと、希釈して出すと。そういう書き方がしてあります。要は、九電の調査結果を見たら、九電も調べています、放水口とか。そこでNDです、ノーデータ。だから、ノーデータ×365日だから出していないという形になるんですね。けれど実際は大量に出しています。そのこともとても恐ろしいです。ついでに言うと排気口、煙突、そこからもキサンとかクリプトンとか、あるいはヨウ素もちょっと出しているんですけども、そういったガス上の放射性物質を海に出す184億ベクレル、6,000tの10万倍出しています。それは大気の中に薄まって、どうもないだろうと、そういう考え方です。確かに上に飛んでいけばいいんだけど、気圧の低いときは下に行きますんで、それが心配するところですね。先ほど自然が破壊されて、要は魚が取れなくなったということですね。海藻が五、六年前は原発から羽島の辺り、南10kmまではもうワカメもヒジキもテングサも全滅してしまいました。ここらはヒジキがいっぱい生えていますよね。それが全滅しました。それが陳情書にも書いてあると思います。そういう状態。自然がまずやられてしまったということと、もう一つは人間への健康被害、多分出ていると思います。2010年の6月、フライデーで、明石昇二郎さんという記者が書いた記事なんですけども、薩摩川内市の一人当たりの医療費が、35歳から40歳、40歳から45歳、その間にかけてが、1人当たりの医療費が2.5倍という数字が出ています。各市町村とも年齢階層別医療費というのが5歳ごとに出ています。それを薩摩川内市のデータを明石さんがもらって、全国の厚生省の数字と比較しました。そうしたら、他の年代は余り変わらないんです。ところが、35歳から45歳ぐらいがピークにきています。それからまた徐々に下がります。私はそれを見たときに、原発ができてから25年間そういう放射能を何らかの形で取り続ける、その結果としてちょっと体が弱ってきた頃に、1人当たりの医療費が高くなるような病気になるようなことがあったのかなと。それからきれいに山になっているんです。70歳から75歳にかけては全国平均並みです。そこら辺りはもう50歳過ぎてから余り変わらないと。そういうことも仮設としては成り立ちます。だけれども、私は県議会にきちんと調査してくださいと、疫学調査なりしてくださいという陳情書を出しました。それは無視というか、否決されるというか、そういう形で、まだまともな調査は入っておりません。実際そういうことも懸念されます。ドイツで国が調査した、賛成派も反対派もなく国が調査した、環境庁が調査したもので、原発の周辺5km圏内で子供の白血病が2.19倍、10km圏内で子供の白血病が1.33倍という調査結果が出ています。あとは乳がんの話がありますね。アメリカの産婦人科の医師で、日本はよく食生活の欧米化で乳がんが増えたというふうには、ここ30年から5倍くらい増えていると思うんですけども、食生活の欧米化で乳がんが増えたと言われているんですけども、アメリカでも増えている。アメリカで全体が増えておるんですけども、それを州別に見てみたんですね。そうしたら原発が立地する周辺約60kmの所は増えている。それ以外の所は横ばいか減っている。だから、原発に近い所は増えているというデータが出ておりますね。「乳がん」と「原発」ということで検索されたら名前も実際出てくると思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（池田 守君）

現実に、福島でああいう事故が起きて、原発の安全性が、安全神話というのは壊れたわけですけども、おっしゃるように1%でもその危険性のあるやつは造らないほうがいいと、これは当然だと、私もそう思います。ただ現実問題として、電力の需給問題とかそういうのがある中で、今電気が安定していると言われてはいますが、ただアップアップの状態であることは間違いないと思うんですね。鹿児島県にしても川内にある火力発電所がもし何かあった場合は足りなくなる、そういった中で原子力規制委員会という、国も離れて民間も離れて独立した第三者機関が、今からいろいろ判断するわけですけども、そういった中で、もし規制委員会がOKを出した場合は、皆さん方はここに「拙速な再稼働を認めない」と、この「拙速」というのは非常に分かりにくいんですよ。これは、皆さん方を納得させるような、そういうのができたら造ってもいいよということなのか。今、お話をお聞きしますと、とにかく原発があるところはどこも駄目なんだ。いろいろ健康状態に問題があったりして、ということは、原発はもう絶対認めないんだというようなお考えなのか。そこをちょっと明確にさせていただきたいんですが。

○反原発・かごしまネット代表（向原祥隆君）

需給関係がアップアップという話なんですけれども、これはもういろんなデータを見てですね、足りるということが一つ明らかになっています。去年の夏も足りたし、今年の夏も足りた。九州電力が発表する「あと何%しかありません」というのは、九電が購入量を限定したら、アップアップになるような形になっているんですね。供給余力というのはたくさんあるという形で行われています。だからアップアップではないだろうと思います。それともう一つは値段の問題があります。値段は、沖縄電力は自然エネルギーと火力です。原発は持っていません。だけれども、以前の九電と同じくらいの値段、そんなに変わりがありませんでした。なおかつ、九州電力は大幅な値上げをしたんですけども、沖縄電力は値上げしていません。ですから、原発が安いという話にもならないだろうと。今、なぜ値上げしなきゃならないかといったら、火力も使い、原発も一生懸命稼働しています。稼働しているというか、火は燃やしていませんけども、今も温排水、温度は高くありませんけれども排水で流しています。それは、プラントを維持するためにはしなきゃならないことだと理解できるんですけども。要は二重コストなんです。だから、原発をとっとと止めれば、火力でも自然エネルギーでも、そちらに特化すれば原発を止めれば、そんなに値上げする必要はなくなり、むしろ安くなるんじゃないかというふうに思います。もう一つは、去年の7月1日から、自然エネルギー全量買取制度が始まりました。それで、日本は資本主義の国なんです。ですから、そこである程度の事業者利益が出るということになったら、急速に参入があります。去年の7月1日から今年の7月1日までの1年間で360万kWの新しい自然エネルギーが生まれました。原発4基分です。そして、国が認めたキロワット数は2,200万kWです。だから、それでも25基分くらいなるのではないですか。それが順調に建設されればですね。だけれども、その中で電力会社はどんどん増えてもらったら困るのか知りませんが、送電線を造るために膨大なお金を言ってきたりとか、それは困ったなとか、なかなかうまくいかないという話も結構聞かれますけれども、だけれども急速なスピードで自然エネルギーが開発されているのは事実だろうと思います。どんどん増えています。だから、1年で4基分ですから、3年で12基分くらい簡単にできるんですね、普通に言えば。ここは適地であるみたいで、しかも22基分それぞれの自然エネルギーの事業者が申請してOKになっているわけですから、どんどんそれが増やす方向に行けば増えるだろうと思います。もう一つはガスコンバインドサイクルですね。これは東電もあつという間に造ったんですけども、100万kWの発電所、原発1基みたいなやつですね。それを造るために、半年でできると。なおかつ値段も、普通の原発の5分の1くらいでできると。そういう便利なものがあるんですね。確かにCO2の問題があるかもしれませんが、緊急避難的にはそういうのが十分であると。そういうことも言われております。先ほど、「あなたたちは、やっぱり反対じゃないの」というふうに言われたんですけど

れども、私たちはもちろん反対です。だけれども、判断するのは議会の皆さんであつたり有権者なんです。ですから、私たちは意見を言うことはできます。だけれども、本当はもうこういう世界じゅうから原発なんか無くなってほしいと思います。それで、チェルノブイリもスリーマイルも地震によって事故が起きたわけではありません。だけれども、地震のこれだけある所で、原発を造るのはとてもまずいことだろうと、そういうふうに思っています。ですから、私たちは今回の陳情書は、本当はとにかく止めてほしいというふうに申し上げたいわけですが、最低限避難の方法とか、あるいはここにもあると。私たちが言っているのではありません。日本の一番権威のある先生方が他にもあるとか、その北端はどこか東端はどこかという議論を提示しているんですね。あるいは川内川火口断層として私たちがいるのではないかという話ではなくて、日本の地質の先生たちが提起した問題をほったらかしにしないでほしいと。最低限そこはやってほしいと。そのあとはもう議会であつたり、そういう公のところが決めるわけですから、そこで決めていただければ、もうそれはしょうがないだろうと、そういうふうに思っています。

○陳情者（続 博治君）

先ほど「拙速な」という曖昧な表現がされているとおっしゃいました。確かに、曖昧なということよりも拙速にいろんなデータが開示されない中で、十分なことが審議されない、明らかにされない中で、原発を再稼働することが今必要だということで、世論的に電力が足りないからということでやることよりも、まずやらないといけないのは何かというと、先ほどから私たちが言っているようにこれだけ曖昧なもの、具体的に明らかにされていない現実があるじゃないかと。そのことを明らかにした上で、じゃあ大丈夫だよという担保を取れるかということ、取れないというのが私はあるんですね。川内原発で言うと、実は川内原発を造るときに、岩盤がそんなに頑丈じゃないということで、1977年にボーリングコアの差し替え事件というのが実はあつたんです。皆さんご存じですかね。国会でも議論されたものですね。ですから、決して川内原発というのは岩盤が盤石ではないという事実はもう明らかなんですね。この間、地震がこれだけ起こってきている中で、それでも大丈夫だという根拠が示されていないじゃないかと。その根拠をきちんと示しなさいということを私たちは九電にも言っているし、特に行政に対しても言っているわけです。許認可権を持っているところ、特に鹿児島県に対してもそうです。鹿児島県知事と薩摩川内市長が許認可権を持っているわけですね。であれば、私たちはやっぱりその許認可権を持っている人たちに対して、きちんとしたことをやった上で判断しないとイケないじゃないかと。国任せではない、規制委員会任せではない判断をしてほしいと。新潟県知事は、やっぱり県民の立場に立って、きちっと物申しているわけですね。私たちはそういう形で、きちんとした行政の果たす役割は何なのかということを考えて対応していただきたいという意味で、こういう表現をさせていただきましたので、ぜひ霧島市議会の中でもそれを踏まえて、きちんとした審議をしていただければ有り難いと思いますので、よろしく願います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（中村正人君）

あともって分かることなんですが、今回のこのような陳情を県内全域なのか、県外も出されているのか分かりませんが、その状況と、分かっていたら採択・不採択の状況とを教えていただけたら。それと、それを受けての今後の活動をどのようにされていくのかということが分かれば教えてください。

○委員長（池田綱雄君）

陳情人にお願いします。説明は簡潔にお願いいたします。

○陳情者（続 博治君）

県内の状況で言うと、私たちが出した陳情書、自治体へのこの再稼働の慎重審議を求めるものが採択されているのは始良市議会と出水市議会、この二つの市議会は採択されており、新聞報道され



たかと思います。今回の陳情書については、県内 43 ですかね市町村、県議会も含めて同じ陳情書は出しております。今後どうするかというのは、再稼働のほうがどうなっていくかということもありますので、そういった状況を見ながら再度議会への働きかけはしていきたいし、できるだけ皆さんの議会の中で、もっともっと議論していただく場をつくってはいきたいと思います。

○反原発・かごしまネット代表（向原祥隆君）

追加で言えば、奄美市議会が委員会では採択していただいたみたいです。本会議はまだだと思います。

○副委員長（有村隆志君）

今の発言で、他の市町村の中で、いちき串木野市が抜けているんじゃないですか。

○反原発・かごしまネット代表（向原祥隆君）

いちき串木野市は、うちから出したものではありません。解散前で、それは、再稼働反対の陳情書は否決されたと思います。また新しく議会ができましたんで、また私たちも出さなければならぬと、そういうふうには思っています。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情書に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前 9時53分」

「再開 午前10時03分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、川内原発に係る霧島市の防災対策について、説明を求めます。

○危機管理監（徳田 純君）

ただいま、委員長のほうから川内原子力発電所に関する霧島市の防災対策についてお問い合わせがありましたので、お答えをいたします。まず、皆様方御承知と思いますが、川内原子力発電所から霧島市までの位置的な関係について、御説明をさせていただきます。地図がちょっと引用したのが古い地図しか取れませんでしたので申し訳ありませんが、位置的な関係ということで御承知をしていただければというふうに思います。川内川の河口にありますのが原子力発電所の位置でございます。それから赤いラインの円、これが 20 km 圏内になります。オレンジ色が 30 km 圏内、緑色が 40 km、青が 50 km 圏内でございます。当市の市役所までは約 55 km という距離でございます。なお、霧島市域につきましては、40 km 圏内から横川の西側山間部の一部、始良市とさつま町とのちょうど境界の所の山になりますが、ここが範囲に掛かってまいります。次に、原子力災害対策指針で重点を示されている区域が、国・それぞれの県からございます。まず、国の原子力規制委員会のほうから示されている重点区域について御説明をいたします。原子力災害対策重点区域の範囲でございますが、実用発電用原子炉に係る原子炉施設の場合でございます。これにつきましては、国際基準や東京電力の福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえまして、次のとおり定められております。まず一つが、予防的防護措置を準備する区域、通称 P A Z と言われている所でございますが、ここにつきましては急速に進展する事故において、放射線被曝による確定的影響、これについては要するに症状が出るということでございます。これを回避するため、緊急時活動レベルに基づき即時避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことでございます。これにつきましては、原子力施設からおおむね半径 5 km を目安として設定をなさいます、ということを示されております。次に 2 ページでございますが、緊急時防護措置を準備する区域、通称 U P Z と言われている区域でございます。これにつきましては、確立的影響のリスク、これは発ガンのおそれがあるというリスクで、それぞれのしきい値という値が決まっております。

これを最小限に収めるために、緊急時防護措置を準備する区域でございます。これにつきましては、原子力施設からおおむね 30 kmを目安ということで示されております。もう一つが、プルーム通過時の被爆を避けるための防護措置を実施する地域、通称 P P Aと言われている区域でございます。これにつきましては、U P Z外においても、プルームが通過時に放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被爆等の影響もあることが予想されるということで設定をされているものでございまして、現在この具体的な範囲については、原子力規制委員会のほうで検討をしているというところでございます。このイメージにつきましては、4 ページにイメージ図をお付けしておりますので、見ていただければお分かりになるかと思っております。原発を中心として 5 kmが P A Zと、30 kmが U P Zということで、この所が今のところ重点で示されている所でございます。それ以外の所については今後、何キロというふうにするかを国のほうで今検討しているという段階でございます。先ほど申し上げましたプルームと言いますのは、気体状の放射性物質が大気中を、雲のような固まりとなって流れてくることを言っているということでございます。このプルームが出るということは、大規模なベントをすとかですね、原子炉そのものがもう破壊をされる、爆発をするというような場合には出るおそれがあるということでございます。続きまして、これを受けまして県の地域防災計画、2 ページに戻りますが、原子力災害対策編でどのように規定をされているかについて御説明いたします。まず、関係周辺市町ということで、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 2 項に規定する市町でありまして、これにつきましては原子炉がある所とその周辺の市町、これを指しております。原子力災害特別措置法の細部につきましては 5 ページ以降にお付けしておりますので、後でお目通しを願いたいと思っております。この関係周辺市町につきましては、薩摩川内市といちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町でございます。7 市 2 町ということでございます。それ以外のところにつきましては受入市町村ということで、薩摩川内市及び関係周辺市町の住民の避難先となる避難所、行政機能移転先となる施設又は緊急被爆医療対象として設置する救護所等の所在市町村ということで示されておまして、当霧島市はこの受入市町村の中に入っております。続きまして、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む地域でございますが、これは国の原子力規制委員会の P A Zと U P Zと同じでございます。P A Zにつきましては、原子力発電を中心としておおむね半径 5 kmということで、対象は薩摩川内市の四つの地区が指定をされております。U P Zにつきましては、原子力発電を中心としておおむね半径 5 kmから 30 kmの範囲内ということで、対象は P A Z以外の薩摩川内市、それからいちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、日置市、始良市、さつま町、長島町でございます。3 ページに移りますが、これらの市町につきましては、緊急事態区分に基づいてそれぞれ原子力災害対策計画を作成し、避難計画を作成するというところで、県の防災計画のほうで示されてございます。そこにあります区分は、警戒事態それから施設敷地緊急事態、全面緊急事態と、この区分で示されているところでございます。そこにあります原災法の 10 条事象、15 条事象につきましては、10 条につきましては僅か 5 マイクロミリシーベルトぐらいから出た場合はもうこの対応に入るということで、非常に僅かな量から警戒に入りなさいということを示されております。15 条事象につきましては、福島第一原発の事象と同じでございます。あのような事象が起こった場合のことを指しております。現在、関係市町につきましては、これに基づいてそれぞれの避難計画を作成しているという状況でございます。最後に、霧島市の防災対策について御説明をさせていただきます。県の地域防災計画にございます受入市ということで現在、薩摩川内市から 1 万 1,360 人、出水市から 3,289 人、さつま町から 4,594 人の避難予定人員、合わせまして 1 万 9,243 人を市内の避難所に振り分けをいたしまして、該当の市との調整を終了いたしました。これに基づいて該当市が今、避難計画の細部を作成している状況でございます。なお、現段階では割り振りだけでございまして、実際に避難所の運営等をどういうふうにするか、どこでコンタクトをするか等の細部につきましては今後、該当する市と調整を行っていく予定でございます。また、原子力発電所に異常な事態が発生した場合につきましては、県のほうから市に通報が来ることになっておまして、それを受けまして市では防災行政無線、ホームページ等を使いまして、必要

な情報を市民に伝達するようにしております。以上で、市の防災対策についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

30 kmの範囲外であっても、防護措置が必要な場合もあるということで、今回霧島市は受け入れる側なんですよね。私たちが避難するのではなく、あくまでも受け入れる側としての対策が主になるわけですよね。ただ、このプルームというのが30 kmよりもうちょっと行って、霧島市の市民も逃げないといけなくなった場合は、この人たちはどこに行くんでしょうか。霧島市で受け入れるはずのこの1万9,243人の人たちは、どこに連れていけばいいんでしょうか。

○危機管理監（徳田 純君）

ただいま委員のほうからあった事項でございますが、正にこれを今後やっていかなきゃいけないなというふうに思っております。まずプルームにつきましては、どの範囲というのが今、示されておられませんので、国の検討結果を待って、掛かる場合は作っていかないとはいけないというふうに思っております。あと、もし霧島市に掛かってきた場合は、まず優先的にうちのほうも避難をしなきゃいけませんし、それぞれの避難所に行くことになると思います。ただ、プルームといいますのは、濃度のいろんな関係がありますけれども、まず第一義的には屋内避難ということになっておりますので、まず屋内避難をして防ぐということになるかと思っております。あとまたPPAのエリアが示された場合については、避難してくる市ともまた調整をして、場所の変更等も検討する必要があるかというふうに思っております。現在、全部の避難所を開放しているわけではなくて、やはり霧島市でもいろんな災害が起こる可能性がありますので、その分の予備は取って関係市町のほうと調整をしているという状況でございます。ですから、ここでどこということを具体的に申し上げる段階ではまだないということでございます。

○委員（平原志保君）

そうしますと、まだ計画が立ってないということなんですけど、川内原発が稼働した時点ではもうそれは決まっていることになるんですよね。稼働した次の日に事故が起こるかもしれませんし、その当日に事故が起こるかもしれませんので、その準備ができてから稼働ということになるわけですよね。稼働する前には、必ずこの計画は出来上がって使えるようにはなっているということでしょうか。

○危機管理監（徳田 純君）

川内原発が動くという前提がいろいろあると思うんですが、その段階でまずPPAは示さないという話になった場合については、どうするかちょっと確認しないとはいけないと思うんですが、PPAが示されて何キロ以内の所は作りなさいということになれば、当然稼働する前にそういうのを作っていくというふうになると思います。ですから、県も国もその辺のところを全部踏まえて稼働というのにゴーサインを出すのではないかと、これは個人的な意見になりますけれどもそう思っております。

○委員（前川原正人君）

先ほどの陳情人の方たちから話を聞いて、いろんなシミュレーションの資料をいただきまして、起こった場合にはこうなるであろうという、あくまでもシミュレーションの範疇ではありますけれども、その中で出たのか桜島の爆発、たぎりの爆発とか、そういうのも川内原発のほうの部分に影響がこれまであったんだという説明を受けたわけですけども、市として防災マップというのを現在作っているわけですよね。それは始良カルデラという特異の地形、今までの歴史が育んできたという背景もあるわけですが、それとの整合性という点では、当然人為的なこういう原発事故が起きないことが一番いいわけで、もしも万が一のことということで考えていくと、市が作っている防災

マップとの整合性という点でも、当然検証といいますかね、今後考えていかなければならない部分もあると思うんですが、その辺についてどうお考えかですね。

○危機管理監（徳田 純君）

どういった内容で、川内原発に始良カルデラの破局的爆発が影響があったかというのは承知していないんですが、九電のほうから火山評価の資料というのは提出されておりまして、その中では、始良カルデラについては影響がないというふうに書いてあったものですから、そういう認識でおります。ただ、始良カルデラそのものが何かあった場合の霧島市としての災害対策については現在、津波避難の計画も含めて策定を今やっているところでございますので、その分については実施をしておるところでございます。あと原発については、ちょっとどういう影響があるかというのはまだ分かりませんので、そこはまだ触れておりません。

○委員（前川原正人君）

私が言いたいのは、要は福島第一原発事故のというのは地震と津波だったわけですよ、一番の要因が。その中で、地震と津波だったら、逃げられない人、逃げられた人がいらっしやったわけですけども、それに追い打ちをかけて原発事故だったわけですので、要は二重三重に災害が起こってきたわけですよ。ですから、そういう視点でものを一つの教訓として、反省として考えた場合には、大いに可能性としては全くゼロではないと。なので、地震・津波そして原発の事故というのが重なった場合の市としての取組というのは、整合性をちゃんと持ってやっていくべきではないのかと。今おっしゃるように、原発のほうでどの程度の指針が出るのか、どこまで市として対策を打てばいいのか、ヨウ素材を準備すればいいのか、避難経路をどうするのか、いろんな様々なことが想定をされるわけですけど、それとの整合性という点でどうなのかということをお聴きしているわけですよ。全部が重なったというのは事例としてあったわけですので、だからそこまで市としても、ただ受け入れじゃなくて、霧島市民がどういうふうに逃げて、先ほど平原委員の話と重複する部分がありますけれど、その部分でどうなのかということです。

○危機管理監（徳田 純君）

ただいまの委員の御質問ですが、そういう複合災害が起こった場合につきまして、まず霧島市については地震・津波これに対する措置、これが最初になるかと思えます。その場合の計画については、現在も避難所等の検討をしながらやっているところでございますので、これに更に原発の今のところP A Z・U P Zは掛かっていませんので、あるとしたらそのブルーム的なやつが来るか来ないかという話になると思うんですが、それについてはそれに合わせて考えていく必要があるというふうに思えます。ですから、そこは地震・津波の対策編のところと整合をとりながらやっていかないとはいけません。

○安心安全課長（酒元 博君）

今、危機管理監のほうで答弁したとおりでございまして、先般、県の方と話す機会がありまして、霧島市はU P Z圏外なんですけど、U P Z圏外で避難計画を作っているところはあるかというふうな質問をしたところ、今のところ圏外ではないということございまして。今、危機管理監が申し上げましたとおりで、今後国とか県の動向、U P Z圏外をどうしていくのか、そういった指針とかいろいろなものが出ると思いますので、それに従って本市の防災計画等も見直しをしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時22分」

「再開 午前10時25分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第8号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いいたします。何かありませんか。

○委員（平原志保君）

いい機会なので、少し発言させていただきたいんですけども、今回、私は福島原発のことで体験しております、関東に住んでおりましたが、東京から一時避難所で九州のほうに来ております。その時の経験を踏まえまして、こちらで50km圏内の計画が出ていますけれども、はっきり言って、これは余り役に立たずと言っては悪いんですけども、当てにならず、100km・200kmでも影響が出ていまして、まず福島程度の事故が川内原発で起こってしまったら、霧島市には帰ってこられないと思ったほうがいいのかと思います。皆さん御存じのように、霧島は山に囲まれ海も近いです。ここを除染しようというふうになったときに、果たしてできるのか。多分無理だと思います。そういうことを踏まえて今後皆様、この霧島に住んでいますと、福島原発のことなどは遠いことのように思ってしまうかもしれませんが、現に原発事故の後に関東に住んでいまして、飲み水に苦労し、日々食べるものに苦労し、産地を見なければ子どもたちに食べ物を与えることすらできないという苦労をやってきておりますので、現にそれも今も続いておりまして、健康被害もなかなか科学的に証明というのができませんけれども、増えているのは確かで、日々皆さん不安に思っただけで生活されている方が多いのも事実です。そちらのことをちょっと踏まえて審議していただくと有り難いです。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

陳情代表者を呼んで、そして行政の安心安全課のほうも来ていただいて、説明をお聞きしたわけですけれども、実際、今までの経緯・経過を見ると、原発がもう先に稼働ありきで、ずっと今まで来たというのが一つの背景だったと思います。そしてその中で、先ほどの議論の中でもありましたけれども、安全神話がずっと横行していったら、原発は安全なんだということでもずっと言われてきて、コストも安いんだと言われてきました。しかし、いざ事故が起こってしまったら、それこそ600億なのかそれ以上の金が廃炉のために掛かるということも明らかになっていると思います。なので、一番大事なことは、市民の安全もそうですが、本当に安全が担保されていくべきはずの原発が稼働ありき、再稼働ありきのほうでなっているというのは大きな汚点を残すことになるのではないかと、そういう気もいたしております。

○委員（池田 守君）

陳情者の方々のお気持ちというのはよく分かりました。だけれども、一方ではまたいろんな二酸化炭素の問題だとか、先ほど原発の四、五基分は作られたんだよと、これからもどんどん増えるんだよと、自然エネルギーがですね。そういう話もありましたけれども、そこ辺りのことはまだ確実性はないと思います。今は、ブームに乗ってどっと造られていますけれども、そこ辺りのところは、まだまだ今から先どうなるか分からない。しかも、今まで50基くらいあった原発の中のどれだけ賄えるか、そういった面も非常にまだ流動的だと思いますし、また地元の薩摩川内市議会等の意見とか、そういうのもまだはっきりと見えてきておりませんので、ここはしばらく継続審査したらどうかと思います。

○委員（池田 守君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情第8号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時40分」

**△ 陳情第7号 場外舟券売場（仮称）「ミニボートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書について**

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号、場外舟券売場（仮称）「ミニボートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書について、審査します。本日は、陳情者である駅前4自治会長の北山保様に御出席をいただいております。陳情者に議事の順序等について申し上げます。まず、陳情の内容を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言くださいますようお願いいたします。また、陳情者は、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは説明を求めます。

○駅前4自治会長（北山 保君）

皆さん、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は、駅前4自治会長といたしまして、以前、6月17日に1回、こういうお願いと申しますか陳情をさせていただいておるんですがございますけれども、議会が新しくなった今、再度お願いにまいった次第でございます。事の次第は、私の立場として、今現在は駅前4自治会長でございますけれども、以前は駅前通り会長をしておる時分、平成23年12月ごろに、まず博友さんからお願いがあった案件でございまして、陳情書に場所も明記されておりますけれども、駅前4自治会内でございます旧ニシムタ、ナンバーワンというお店で出ていましたけれども、そのお店を博友さんのほうから、今おっしゃるとおりの場外舟券売場の設置についてのお願いが、私のほうにもまいりました。私と当時の駅前4自治会長の上床さんに、ほぼ同時にお願いがありました。自治会といたしましては、ここにも資料として持ってまいっておりますが自治会長の、当時私は副会長をしておりました。はっきり申し上げますと、自治会長は消極的な意見が、私に対しては「北山君、もうこげなどは関わりあわんほうがいいんじゃないか」とかがあったものですから、私の気持ちとして、やっぱりこのまま建物が朽ち果てていくのが忍びない。それと、自治会としても当時32軒おりました。現在は、もうばたばたと転居される方がいらっしやいまして、28軒になっておって、最近また1軒増えましたが、それでも29軒。当時からそういう衰退の自治会として流れがあったもんですから、こういうお話があるんだったら、いろいろちゃんと話を聞いて、私は進めていくべきじゃないかと、そういう意見を申しまして、正直に申し上げますけど、当時の自治会長はしぶしぶでございましたけれども、「それなら北山さん、いっしょに回って意見を聞いてみようや」と。そういう段取りになって、当時三十一、二件の中だったかと、資料を広げてみないと分かりませんが、とにかく十七、八名の賛同を得られまして、「多数決とすれば会長もこれでいいのではないですか」と、そういういきさつがございまして、同意書を当時の、今資料として付けてあります上床真一郎さんの同意書、それをもって上床会長が行政側に持っていきました。とにかくですね、最初に言ったとおりの、建物が現在、実際に少年の非行の温床と申しますか、これは嘘は申しませんが、たまり場に一時になっておりました。建物内で火遊びをしたり、無残にガラスが割られておりました。これはもう警察を通じて私も確認をしております。そして、6月の時点で、私は今年の4月からの新しい駅前4自治会長でございまして、その以前に宮内地区自治公民館から反対の意見が出されておりました。私はもうその時点でおりませんでしたけれども、上床前会長も賛同はしていない、44軒のうち絶対数でもう反対するということはあり得ないわけですから、三十何軒は公民館長の意思でというのはいけません、公民館長が回って意見を集約した結果、三十何名ぐらいあったんじゃないかなと、前会長の上床さんから聞いております。だから絶対、みんながみんな反対ではないんだよということは聞いておりました。

た。6月17日でしたね、宮内地区の公民館長と副会長ら4名の方が、この場で反対意見として陳情されました。そして、そのとき私も賛成派で、推進派で意見を申しました。それから、今度の選挙ですけれども、いわゆる舟券売場に反対という立場で、ただそれだけで出馬された人がいらっしやいました。志摩議員を落とそうとかそういう意図はなかったと思うんですけれども、その1点だけで選挙に出られた方がおりました。700票くらいは取られたかと思えますけれども、今言いたいことは、全体の意見としては、もうみんながみんな地区民ですね、駅前通り会から宮内全体で反対だったら通っていたはずだと私は思っております。そのぐらい舟券売場に抵抗があるんですしたら。だけど、民意はそうじゃなかったんじゃないかなと今、選挙を終えてそういう気持ちを持っております。小さい自治会でございますけれども、私の立場としてはあったほうがいい、そういう考えで今日お願いにまいった次第でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま説明が終わりました。これより陳情者に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

改選前の総務常任会の議事録を大体目通しをさせていただきましたわけですが、その中で、ガラスが割られたり、青少年育成の立場という点からも朽ちていって、火遊びがされたという資料等もいただいているわけですけれども、お聴きをしたいのは、今もおっしゃったように旧ニシムタの跡地の利用という点で、例えば自治会なり、今日の資料で出されました駅前4自治会、隼人駅前通り会、サンシティ通り会ということで、三つの団体からの要請ということになっているわけですけれども、旧ニシムタ跡地がこのままでは朽ちていくと。例えば、自治会あるいはその個人的な部分だったり、団体意思だったりするところもありますけれども、旧ニシムタの持ち主さんに対して、例えばここを更地にしてくださいよとか、何かもう一回再建をどうかとか、そういう要請というのは、これまでの流れの中ではされたことはなかったわけですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

お尋ねの件ですけれども、正直申し上げまして、そこまではありませんでした。

○委員（中村正人君）

以前の議事録を見させていただいたんですけれども、改選前から陳情を出された後、要は博友さんの説明会を開く努力がもう少し必要じゃないかと、あるいは公民館側も聞く、説明会を受け入れて、広く情報を聞いた上での結論を出してもらいたいというような意見が多かったように思いますけれども、その後の設置者あるいは公民館側の動きというのは何かあったのでしょうか。あれば教えていただきたいと思えます。

○駅前4自治会長（北山 保君）

おっしゃる意味は分かりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、一応私と前会長と回って、その時点で取っただけで、その後の対応といいますと、正直やってはおりません。皆さん納得してくださって、それはそれでOKだと思っておるものですから、やっておりません。

○委員（平原志保君）

この空き店舗を使うということなんです、リノベーション化、リフォームをして使うということだと思えるんですけれども、何年くらい使える予定で考えていらっしゃるのかという点を一つと、もう一点は、こちらの場所が通学路若しくは日々子供たちが通る場所だとは思えるんですけれども、その辺をもう一回確認なんですけれども、その安全面そしてPTA側のお気持ちを教えていただければ。

○駅前4自治会長（北山 保君）

その二つの御質問でございますけれども、できて何年使われるか、それはもう設置されたら私は未来永劫とは言いませんけれども、一度設置されたらしばらくは続くものだと、このように思います。もう一つのお尋ねでございますが、あの敷地は二つの出入口になっておりますが、観光道路側は閉め切ります。閉め切って、サンキューと焼肉なべしま側の1か所しか使われないそうでご

ざいます。そして、PTAとおっしゃいましたけれども、我々がそこまでは、確かにPTAというか学校を通してそういう確認はやっておりません。それで、結構あの辺は教育的見地とおっしゃると、パチンコ屋もありますよね。通学路を言えば、菩提寺の前に、隼人塚の前に金馬車というパチンコ屋があります。あの前は子供が通学します。そして、旧ニシムタの建物の脇には大きなマンションが建ってまして、あそこに何世帯か小学生・中学生も含めます子供がいることは確認しております。教育的見地といえますか、その周辺にそういうパチンコ屋はあるわけですから、別に私は問題はないと思います。もうここにちゃんと明記してあります警察署との博友さんのやり取りとか、交通量の問題にしても問題ないと信じておりますし、子供のあれはどうなんでしょうか。私はかえって社会勉強というとまた語弊があるかもしれませんが、そういう環境があっても別に私はほとんど、そうやって何もないよりも施設があったほうが発展が望めるのではないかと、このように考えております。

○委員（前川原正人君）

何とか通り会や自治会を活性化させたいというその思いが、すごく伝わっているわけですね。とするならば、逆に別に、こういう言い方をしたら語弊があるかもしれませんが、ギャンブル施設でなくても他の方法、他の部類といえますか、端的に言えば、分かりやすく言うとデパートとか百貨店とか、何かそういう活性化につながるような施策であれば、別にこのミニポートピアでもなくてもよろしいという、そういうふうにも聞こえるわけですが。思いは分かります。ですから、何らかのその一つの起爆剤として、通り会の発展であったり活性化だったり、そういう思いというのがあるという理解でよろしいわけですか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

今おっしゃる意味はよく分かります。そういうのを引っ張ってきてほしいです。けれども、今現実に博友のほうからこういう施設を造りたいと相談に見えたら、私はもう手放して喜んだのではないですけども、本当に誠実な方々で、人間的にも信頼できるなと思っております。前川原委員のおっしゃる意味は分かります。そういうのをさっさと行政がですね。私はそういう思いはあってもできないわけですから、具体的な話を持ってきてくださった方々に賛同するのは当然じゃないでしょうか。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（前川原正人君）

確かに、気持ちはよく分かるんです。賛成とか反対とかそれ以前の問題だと思うんですね。何とか活性化させたいという思いの1点でこういう話が来て、だったら何とか、じゃ話を詰めていこうじゃないかというふうになってきた背景があると思うんですが、実際、ミニポートレース場だったり、場外舟券売場だったり、オートレース場だったり、全国的に見ますと撤退しているという状況があるんですね。例えば船橋のほうのオートレース場も撤退をしました。それは収益、それこそ胴元のほうが25%の収益を得られるということで、何らかの方向で活性化させたいということの思惑があったわけですが、しかし関連施設ができて、それこそ近くでは曾於郡のほうでしたけれども、もう撤退をしたりとかしているわけですね。ですから、今おっしゃるように、信頼をしてお任せをしたい。いい人たちで、そういうことはないと思っているという気持ちも分かるんですが、例えば、もしそうだったけれども、撤退をしますよとなると、また同じことの繰り返しになると思うんですね。ですから、そこまでちゃんとそういう議論も、来るからいいよいいよではなくて、今後撤退をした場合にはどうするんだという、そこまで想定をされた議論といえますか、通り会あるいは有志の皆さん方との話し合いというのはされたのかですね、その辺はどうだったのかお聞きをしておきたいと思えます。

○駅前4自治会長（北山 保君）

非常にそういう先のことを懸念されての御質問かと思えますけれども、それは、あっさりと言っ



て、やってみないと分らんことですから、そんな先のことを私は。だから、それを想定して、出ていったらどうでしょうかとかですね、そういうことはちょっと考えられないですよ。そんな先のことは、現在の意見としては考えられません、議論もありませんので、よろしくお願いします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

○委員（平原志保君）

先ほどどれくらい続けられる建物かということのを伺いましたが、あちらが何まで続けたいというのではなくて、建物自体が築何年かっていうのは御存じですか。何年に建てられたものか。

○駅前4自治会長（北山 保君）

正直にお答えします。何年に建った建物か、私も記憶にございません。何年ぐらい経ってるのか、ちょっと分かりません、すみません。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

〔「なし」と言う声あり〕

ないようでございますので、これで陳情第8号に係る質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時01分」

「再開 午前11時05分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先日の委員会協議において、陳情第7号に係る参考人招致を決定しており、本日は、まず、株式会社博友、代表取締役社長、田中順一氏に御出席をいただいております。この際、参考人に一言、御挨拶を申し上げます。本日は、御多用のところ、本委員会のために御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。委員会を代表してお礼申し上げますとともに、忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いいたします。次に、議事の順序等について申し上げます。まず、陳情第7号に対するご意見を簡潔に述べていただき、その後、委員からの質疑にお答えいただきたいと存じます。なお、御発言の際には挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを押して、起立して御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人は、委員に対し質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。それでは意見を求めます。

○株式会社博友取締役総務部長（土井智織君）

配付いたしました資料の説明の前に、弊社の社長、田中順一から一言御挨拶させていただきます。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

皆さんこんにちは。本日は、お呼びいただきまして誠にありがとうございます。私ども、この隼人の見次の地において約2年半、活動を致しておるものでございます。本日は、懸命に説明を努めたく存じますので、よろしくどうかお願い申し上げます。

○株式会社博友取締役総務部長（土井智織君）

続きまして本日の出席者について簡単に紹介させていただきます。はじめに、代表取締役社長の田中順一です。次に、取締役会長の田中実です。次に、業務担当者事業企画部長の篠原義勝です。最後に、私が取締役総務部長をしております土井智織とお申します。経歴の詳細につきましては、配付しております関係資料の別紙1を御参照ください。それでは配布いたしました資料の説明に移らせていただきます。会長の田中実より説明いたします。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

〔資料に基づき説明〕

○委員長（池田綱雄君）

以上で、参考人からの意見の開陳は終わりました。これより参考人に対する質疑を行います。質

疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

先ほど自治会長さんのほうにも質問して、お答えがちょっといただけなかった件なんですけれども、建物がかかなり老朽化しているものだと思うんですが、そちらをリノベーションされて使われるかと思うんですか、その建物自体で何年くらい経営ができるとお考えでしょうか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

私ども、鹿児島の建築業界で有名な衛藤中山設計と、中山社長といろんな場所を設計してやっているんですけれども、中山社長、これは私が言っている言葉じゃないんですけど、衛藤中山設計の判断では、うまく構造を使って、耐震の問題で規程が変わるとまた違うんでしょうけれども、現況の集会所扱いでのやりとりであれば 20 年程度は使えるのではないかという見方はしておるようでございます。数値的なものはちょっと私、分かりませんが、以上です。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

付け加えますと、あれを改装して造るときに、ものすごく補強工事をしますので、あのままだけは使わないです。あのままの設備をみんな変えますので、そのときにいろんな補強設備もした上で利用しますので、その辺は御了解ください。

○委員（前川原正人君）

先ほど資料をいただきまして、設置に係る同意の手続ということで、駅前 4 自治会長さんと平成 24 年 5 月 21 日付と。そして、隼人駅前通り会の会長さんと 24 年 2 月 18 日と。そして、次が隼人サンシティ通り会長さんと平成 24 年 3 月 29 日ということで、いずれもですが、契約書というのが大体 1 年間で一つの区切りなんだということで、議事録でも書いてあり読ませていただいたんですが、実際 1 年はもう越しているわけですね。その辺についての扱いはどうなるのか、お聴きをしておきたいと思います。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

私どものこの事業というのは、候補地申請というものをボートレース振興会、中央団体に上げます。そして、ボートレース振興会がこの会社の中身、人物の照会、資金の問題、いろいろマーケットとしてどういう存在であるのかということも全部精査します。その中で、候補地申請が出たものに対して、会社を調べ、次に施行者といいますか、どの競艇所さんとタッグを組んでやるのかということを決めます。そして、活動の同意書を取ってから約 1 年の活動期間というのを中央が決めるんですね。ただし、私どもは毎月のように活動計画書というのをまた中央と競艇所に出します。その中で、1 年経っていても、これが生きている状況であると。続いている、継続的に見当たるものであるとなれば、延長という形でまた紙をもらいます、中央から。今日は持ってきておりませんが、活動の期限というのを中央から区切られていまして、本件に関しましても活動してよろしいという中で動いているということでございます。

○委員（前川原正人君）

関係資料の 10 ページの中で、一人当たりのお金の消費量は平均 1 万円ないし 1 万 2,000 円という、これは 1 日当たりという、そういう積算というか平均値で示されているわけですか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

1 日、12 レースだったら 12 レースでということになります、延べですね。ですから購買としては、1 レースに 1 万円賭けているということじゃなくて、100 円・200 円・300 円が積み重なった数字だということで、パチンコの大体 3 分の 1 程度ではないかという統計が出ております。

○委員（前川原正人君）

もう一点は 12 ページの中で、いずれも全国の売上高ということで、中央競馬・地方競馬・競輪・ボート・オートレース・宝くじということで、宝くじ以外は全てがマイナスを示しているわけなんですけれども、これは全国的な部分で収益が上がっている所、マイナスの所と様々で、一概には言えない部分があると思うんですが、このマイナス部分の数字を、どういうふうに分析といいますか、そ

れなりの根拠があつてこういうふうに数値として出てきているわけですが、どのように見られているのか、お聴きをしておきたいと思ひます。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

皆さん御承知のように、遊興費に回す金がないというか、デフレの日本経済の後退傾向というのがまず第1でしょう。それと、ここに出ていますが、パチンコも全盛時代は30兆円あったんですね。それで、ページ業界も昔の6分の1までとなっていると。ですから、多様化されている時代というのもあると、あと日本経済のボリュームですね、そういう影響が最もあるのかなというところがございます。これはもう全体の傾向だと思っております。ただ若干、最近、アベノミクス効果なのか分かりませんが、少し歩留まりになってきているというのが、ここ2年ぐらいの傾向でございます。

○委員（前川原正人君）

もう1点は、いわゆるミニボートのレースを観ながら、それにお金を入れていくというふうに、一つの発券場のミニボートピアなんですけれども、大村ボートで、大村市の中に大村ボートの係といますか課があつて、その中で収益を少しでも上げるために、赤字を補填するために、全国に網羅するんだと。その分で何とか回収をしてという、そういう背景もあつたと思うんですが、それとは全く違うわけですか、今回のミニボートレース場の位置付けというのは。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

もともと場外というのは、競馬もそうですね、競馬も全国場外発売で、収益の7割・8割が今、除外です。競艇につきましても昭和63年までの段階で、全国に24か所あつて、もう後は造れないということで、すそ野を広げていくということで、場外展開になっていると。それは施行者さんによっては本場の売り上げが下がると、外に出ていって少しでも稼ごうという施策はあろうかと思いますが、私どもは場外しかできないということで、業界全体がすそ野を広げていこう、場外に移していこうという流れに乗っているということでございます。

○委員（前川原正人君）

実績として、天文館にあつたりということで、高城の推移というのはどういう状況なんですか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

まさしく、競艇事業が2兆3,000億ぐらいあつて、それが今9,000億ぐらいですので、それと同様に何分の1になっていると、オープン時からすると。ですから、全国的な傾向が、もうそういう傾向の中にあるということです。ですから、昔は大型のボートピアというものを、中央のほうは指導しておりましたが、なるべくコンパクトに空きテナント等を使って、街になごむ状態の中で親しんでもらおうということで、ミニボートピア展開になっているということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（阿多己清君）

以前の会議録をちょっと見たときに、地元との協議がまだ足りないんじゃないかという御意見もありました。今、駅前4自治会長さんとのそういう同意、それと二つの通り会との同意等をいただいています。この部分だけで、この手続上は事足りるのか、そこらをちょっと教えていただきたいと思ひます。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

国土交通省の方針が、設置自治会となっているんです。同意を取りなさいと。そしてその後、市町村長から同意を取りなさいと。そしてそのほか周辺は、議会がどうするかと。面の部分ですね。我々は点とある程度線を押さえて、面の部分は議会に任せましょうと。それで、議会が反対していないことというのはそこにあるんです。そして、我々が広く説明しようとして、何回も宮内地区を相談しましたが、館長さんがしてくれるなどということで、拒否を3、4回されて、それから各自自治会の43か所ぐらいを回って、そして説得して説明はしております。ただ、公に皆を集めて

することは宮内地区の自治公民館長さんですかね、一番そのまとめ役の方がノーと。お前たちの説明は聞かないということになりましたので、我々もこれ以上手を打つことができなかつたわけですね。ですから、点・線・面から考えると、面の部分は議会でどうするかと。そして、反対していないことということがあれば、点・線が繋がればいいじゃないかという限定的な解釈なんです。そうでないと、余り広くやると、我々のほうにお金をやれとか、利害関係が交差して、まとまることはできないということでコンパクトなまとめ方をしたというのが現実でございます。

○委員（阿多己清君）

平成 10 年から高城を含め、多くの施設の運営をされてきているんですけども、今このエリアの手続きが、2年半ぐらい経過を既にしてしているという状況なんです、ほかの箇所もこういう長年掛かってのスタートということになっておるのでしょうか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

もし、これで皆様からの御賛同を得たとしても、オープンはプラス1年半ぐらいになります。となると、約4年ということになります。となると、やはり長いほうだと思います。最短で薩摩川内、地元に入ってから1年半でオープンしておりますし、天文館が3年です。金峰のあの大型施設でも4年ということになると、それと同様なほど霧島は現在、時間は掛かっているほうだということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（松元 深君）

先ほど陳情者のほうでは、この設置についてはニシムタ跡地があるから、あそこに造らせてくださいというような要望があったと言っていたんですが、この5ページのほうには、「建設設置を計画するに当たっては、同市民からの数多い設置要望を受けた」とあるんですが、どういう経過なんですか。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

場所については、ここに造ってくださいという強い設置要望というのは一部しかございません。ただ、霧島市に造ってくれという強い要望は、もうあちこちからありました。それから、我々は基礎調査をしまして、そしてあそこが空き家対策にもなるんじゃないかと。しかも商店街がありましたので、そういう面からあそこに目をつけて、そして家主さんがおりますから、家主さんとお話ししていいんじゃないかと。そして、あそこは放火があった場所なんです、少年たちが集まって。自転車も何台もためておいて、破損されて。それで、我々としては空き家対策からも、ああいう中心市街地を借りるといいんじゃないかという、そういう政策面も含めまして、したと。だから、あそこに造ってくれというよりも、霧島市に12万市民がおるんだから造ってくれと。天文館に来る客は、わざわざここに来るのは疲れるというようなこと等の要望を受けたということでございます。

○委員（松元 深君）

先ほどの話では、博友さんのほうが造らせてくれというふうに私は思ったものですから、市民のほうからミニポートピア建設の要望がたくさん上がってきたという理解でよろしいでしょうか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

そのとおりでございます。ファンの皆様からの声ということでございます。

○委員（松元 深君）

資料の10ページ、収益の使途で、「自治体に対する施行者の交付金は、1%以内」とあるんですが、これは自治体は霧島市ですが、駅前4自治会の話が出てるんですが、そういう話は業者さんとはされていないという理解でよろしいですか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

この交付金の1%以内ということでございましょうか。[「はい」と言う声あり] これは、私ども

が皆様からの御賛同を得てやっていけますよ、となったときに、行政協定というのを行います。そのときの行政協定の中に、ここでいうと大村競艇事業局でしょうけれども、その行政協定のときに交付金を協議して決めると。それが0.8から1%の間であろうということでございます。

○委員（松元 深君）

自治会との、例えば迷惑料と言えはおかしいですけども、設置に対しては我々自治体と自治会が協議をするという話でよろしいのでしょうか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

いいえ。霧島市と大村競艇です。自治体とは私たち民間が。自治会は、例えば駅前4自治会とか通り会関係とは、私たち民間が直接お話をして、いろいろな行事とかありますから、そこで決めていくという話になります、直接ですね。

○委員（松元 深君）

自治会には博友さんが、例えばそういう支援をされていく考えも、協議が進んでいるという理解でよろしいのでしょうか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

協議は進んでいませんが、そういう話も一切私はしておりません。ただ、南さつま市では自治会、天文館の千日町通り会とか、そういうところで全部事例がございますから、その流れで将来的にこれがオープンの定めとなったならば、そういうお話をさせていただこうと思っています。現在ところ、そういう話は一切しておりません。

○委員（中村正人君）

2年半掛かってきていると。鹿児島でも3年ぐらいだったということなんですが、やはりその2年半の賃借料も発生しているとは思いますが、これが長引くというか、当然市長あるいは議会の承認が得られないということもあるでしょうけれども、先ほど出ました地域の方々の御理解という部分で、どうしても厳しいのであればほかの市内の、霧島市内の場所を模索するというような考えはありますか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

この案件がだめになったならば、ということではいろいろ考えることがあろうでしょうが、本件は、私どもはニシムタ跡地というところに商圏を設定して、懸命に地元の方々の理解の中でやっておりますので、そういうふた腹のような気持ちはございません。ただ懸命に最後まで努めて、これが駄目な場合は駄目と真摯に受け止めますし、前に進むようであれば家賃を払い続けながらでも、会社としては体力は消耗しますが真っ直ぐにやっていきたいと思っております。

○委員（中村正人君）

当然、賃借料が発生しているので、なかなか引くに引けないという部分もあるとは思いますが。もう一つ別件で、この後ですね順調に進んで、警察との協議ということになるとは思うんですが、事前協議的なものは、もう既にされているという、全然されていないんですか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

協議は全く、警察協議というのはこの議会というか首長の同意を経て、行政協定後というふうで決まっておりますので。ただ、交通量調査とか、この霧島のまちがどういう状況であるのかということについては、御挨拶をして調べておると、そういうことでございます。

○委員（中村正人君）

前回の陳情の中での行政側の話としては、議事録で御覧になったと思うんですが、出入口が1か所、2か所あるんであれば2か所を使ったほうがベターではないだろうかという警察の話もあったという議事録もあるんですが、交通量、一方向しか調べてらっしゃいませんけれども、国道側の交通量調査をするとかいう考えとか情報等は。もう方針としては、国道側は車の出入りはしないということでお聞きしているんですけども、警察側が出入口が二つあるのであれば二つ使ったほうが渋滞の緩和にはなるんじゃないかという考え方もあるという議事録があったもんですから、少しお

聴きしております。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

警察がなぜある程度知っているかと言いますと、ここに市長さんの同意をもらうときに、こういうのをやりますというのは、常識的に警察も知っておきたいと、どういう書類を出すか。そのときに持って行きまして、それで出入口の話もしましたけれども、警察はそういうことを言いますが、私どもは国道のほうはもう絶対に使わないと。裏の県道側から行くと。というのは、信号機までの距離が違うんですね。出るともう信号機、そして交通渋滞すると。そして信号機は 60 秒なんですよ。そして県道側のほうは 65 から 80 秒なんです。そして、信号機から 100m ぐらいありますから、どうしても国道側のほうはだめだということで意見を申し上げました。我々としては、どうしても県道側のほうを、駐車場もそちらが広いですから、あちらから一本に絞ります。そして交通渋滞をなくしていくということで、警察も「やっぱりそっちがいいかもな」と、そういう話まではなりませんが、全てのことについては何らまだ打合せしておりません。

○委員（前川原正人君）

2 ページのほうで、平成 10 年から 25 年の実績が明記してありますけれども、この中で博友さんが撤退をしたとか、そういう実績、マイナス部分ですね、そういうのはないのかお聴きします。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

全て順調にやっております。それと実際、全国競艇の場外というのは六十近くあるんですけども、一度できた所で、私どもが一切トラブルがないですよと今、言いましたが、全国津々浦々そういうトラブルがないということを承知しております。

○委員（前川原正人君）

ちょっと事実でないと思うんですけども、一つは平成 21 年 4 月のオラレ志布志の場合ですね、これは行政が主導して、大村市と提携をして委託業務で博友さんが入られているということですけれども、このオラレ志布志もちょっと聞いた話では、回収しようじゃないかとかそういう話も出ているんですが、そういう事実はないのですね、お聴きをしておきたいと思います。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

その噂がどこであったか知りませんが、私どもには一切ございません。なぜかと言いますと、サンポートしぶしピアの 2 階を借りております。サンポートしぶしというのは、恐らく商店が十何世帯が開いていると思うんですよ。その建設費が莫大なものであって、閉鎖できなかったんですよ。そして、我々に使ってもらって、その収益から返済するというので、今順調に返済しておりますということは聞きましたけれども、辞めますということは全く聞いておりません。ですから財政的には、我々の収益の中から交付金で弁済していると。そのために、まちの有力者からも頼まれたんです。「あの建物は借金が多い」は。「だから、やってくれないか」というようなことまでされまして、お金はあっちが出したんですけども、我々としては事務委託を受けていると。その委託料等を売上の中から取って返済しているということは聞いております。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

志布志市は港湾商工観光課です、担当部署は。そこに電話していただいて聴いていただければ、非常に助かっていると言ってもらえますし、我々の人物についても運営についても、逆にぜひお聴きいただいて評判を確認してください。お願いします。

○委員（平原志保君）

前回の資料の 4 ページに、「コミュニティスペースとして、通り会事務所を設置し」というふうなことが書いてあるんですけども、こちらは建物の中にそういったスペースを提供するというのでよろしいのでしょうか。あともう一点ですけども、お店がオープンした場合、自治会に加入して自治会活動も一緒にやったださるということでもよろしいのでしょうか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

まず、あそこの建物というのは、我々ミニボートピアとしては非常に 300 坪と広いんですね。で

すから、スペースが余るんですね。それと各方面回っているときに、公民館活動をしたり通り会活動をするスペースがないという声もありましたので、どうせあれだけ広いんですから、ある一角を出入りを自由にして、そこにコミュニティスペース、いろんな会議ができるように。そして、いろんなイベントがあれば、そこを開放して使ってもらうスペースをどうぞということです。それと、私ども全箇所、通り会・商店街・商工会・全部参加して、全ての行事に参加しておることが事実でございます。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

自治会のいろんな行事には全て参加しております。そして寄付もしております。そして、暴力団排除運動は先頭に立ってやっております。ですから、地域との密着活動なくして我々のこの営業はありませんので、その辺は十分に理解していただきたいというふうに思います。

○委員（平原志保君）

大変有り難い話なんですけれども、例えばコミュニティスペースを造っていただくとして、そこは子供たちなども入ってくることになるのでしょうか。あともう一点、先ほどの阿多委員の質疑のところで、自治公民館のほうへの説明会の話が出ておりましたけれども、宮内地区のほうにはそうすると来てくれるなということで、説明は行っていないというふうに解釈してよろしいですか。そして今後は、説明をする予定はないのでしょうか。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

宮内地区公民館は、説明会の開催を求めても館長さんが、ほかの人たちは違うのですけれども、その人がどうしても説明させないと言うのです。どうしてですかと聞いても、理由はおっしゃらない。私たちの勘ですが、誰かがそうさせていると思うんです。話を聞くなと。だから徹底して拒否される。しかし入り込んで、先ほど説明したように、各四十数箇所の自治会長に会うと、おかしいと言うんですよ。そういうことを決めることもおかしいと。それと、天文館を例えると、通り会が賛成したのをほかの通り会が反対せよという、またこれは妨害なんですけれども、他の業者がしたら、通り会がしたのを我々は反対できないよと言って断るんですけれども、宮内地区はどうしても我々に説明させないということで、その意図は分かりません。ただ、我々の感じとしては誰かが妨害して、話を聞くなということで、反対の意思表示をしているのではないかと。そして、入ってみるとそうじゃなかったと。現に、選挙でも反対という候補者が市議会議員選挙に出られたのですけれども、大体700票くらいで落選されています。そういうことからしても、ちょっと変則的な運営の仕方かなというふうに、今でも納得できないところがございます。それから、コミュニティスペースには子供は入りません。あれは通り会の人たちが会議をする場所がないから貸してくれというようなことで、設計の上でおとしました。夜、通り会に人たちが集まって話をして行事を進めていくというスペースでございまして、子供は入れませんので、御了解ください。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（塩井川幸生君）

私は、前回から総務委員会におりまして、薩摩川内、金峰、天文館と見せていただきました。金峰は最初できて、ああいう大掛かりなものは、どこも今から造られないと思うのですけれども、薩摩川内と天文館を見まして、天文館のあれだけの繁華街の中で、立派に治安のほうも何ら危ないことも見当たらず、薩摩川内のほうも商店街の中にございましたけれども、あそこもシャッター街になりまして大変な状況にある中に、ああやって入りまして、たくさんのお客さんが入っておられましたけれども。あと何と言いましても市長は、どういう決断を下すか。市長のほうは、どうしてもこの議会におんぶにだっこの状況にあるもんですから、議会を見守りながら考えますと。逃げの態勢だと思わんですけど。今、ニシムタも、私もずっと見ているんですが、どういう状況で改善していったらいいのか、ニシムタさんのほうもああいう場所でやられて、あそこに帰って商売をするということは難しいんですね。また大型化を考えておられるみたいですので。それと、宮内地区の館

長さん方が4人来られて、そのときも陳情を受けて説明を伺ったのですけれども、どうもこう言われていることが、私にはちょっと理解できなかつたです。なぜかと言うと、じゃあここにまたお客さんが来るように誘致してくださいと。その前に、ここの交通はどうなるんですかと、危ないですと。どうも言われていることがちぐはぐで、私自身は理解ができなかつたのですけれども。その前に敷根だったですか、敷根のほうでは住民がもうひとまとまりになって造ってくださいと、公民館から陳情も上がってきていたのですけれども、どうもこう温度差が全然違うなど。先ほど会長が言われましたけれど、何か、私自身はああやって空き家であるよりも、地域の自治会又は通り会が望んでいることですから、尊重してあげられたらいいなと思うのですけれども、そういったことをどうされるか、今市長とどの程度話がされておるのか、そこを話せる状況であつたら、ちょっとお話しを聞かせていただきたいと思います。

○株式会社博友取締役会長（田中 実君）

我々もですね、本音を言うと市長さんとお話ししたくて申し込んだんです。しかし、断れまして、市長さんとの対話は全くございません。そういうことで、どういう考え方かなというのは推測しかできませんが、我々との対話・交流というのは一切今までございません。ただ副市長さんを通じて、いろんな面の我々の考え方、情勢それから地域住民の意見、これはみんな文書で以て申し上げております。それは市長さん宛に出しておりますので、それを見ないということはないと思うのですけれども。ですから、副市長さんを通じて市長さんには文書で上げています。あるいは企画課と共に会議は数回しております。しかし、市長さんとの対話は全くございません、というのが現状でございます。

○委員（池田 守君）

私は高城を含め、県内4か所の全てに行つたことがあるのですけれども、今度計画されているのはその5か所とは全く違うと思うのですよね。例えば、高城と金峰は郊外型で、そして天文館は公共交通機関を使って歩いてくる人たち、薩摩川内の場合は似た場所ではありますけども駐車場がないというような感じで、今回は駐車場が併設されてそこに来られるということなのですけれども、地域の方々を含めて今回、1日平均200人から250人程度を予想していらっしゃるということですが、新規にお客さんを開拓するというのはどれくらい考えていらっしゃるか。それと、私が一番心配なのは交通問題なんですよ。防犯上の問題とか青少年の健全育成は全く心配しておりません。交通問題が一番心配なんですけども、国道223号は通さないということでしたけども、例えばその場合に片側通行で、右折は駄目だけれども左折の方向へは行けるとか、そういったことは考えていらっしゃいませんか。

○株式会社博友代表取締役社長（田中順一君）

原点を返せば、ニシムタさんがあそこにあつたんですね。そして、ニシムタさんの営業時間というのが朝から夜まで長いんです。ですから、あそこにニシムタさんがあつて、何とか運営をされていたということは、警備員も立たさずにやっていたということは、私どもの交通量のほうが全然低いというまず見方があります。それと、先ほどから申し上げますとおり、我々は我々の案で申込をするのですが、皆様方から先ほどから出ている御意見等を警察と十分協議すると思います。霧島警察署のほうも、その段階になれば交通量問題点というのが一番主眼に置いて、私どもと協議すると思うので、何も今、先ほど会長が言いました絶対ということではなく、柔軟な対応になるのではないかと考えます。あと、霧島での商圈の考え方ですが、郊外でもない都市型でもない中間的な意味合いになるのかということで、駐車場完備の構造をとりたいと思っております。あと、潜在的にやはり鹿児島と言え、第二の都市霧島市です。この霧島市の潜在能力というのは、誰しもが認めるところでございまして、それは既存の天文館を使われるお客様もいるかとは思いますが、新たなるマーケット、お客様が関心を寄せられるのではないかと期待しておる次第です。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。



〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで参考人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時15分」

「再開 午後 1時13分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号に対する執行部からの意見を求めます。

○企画部長（中村 功君）

それでは、陳情第7号、場外舟券売場（仮称）「ミニボートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書に記載されております、「ミニボートピア霧島」に関するこれまでの経緯と本市の対応等につきまして、御説明申し上げます。平成25年1月30日に、株式会社博友から本市に対して、隼人町見次地区に舟券の場外発売場、いわゆるミニボートピアを設置することに関し、市長の同意を求める申請書が提出されたところでございます。これは、ミニボートピアの設置が、モーターボート競走法に基づき、国土交通大臣の許可を受けなければならない、その際は、国土交通省海事局長等の通知により、当該場外発売場の所在する市町村の長の同意を得ることが必要とされていることに基づくものであります。当該申請書の提出を受け、本市といたしましては、これまで提出された事業計画の内容の精査を行うとともに、同社が既に県内4市に設置されているミニボートピア等による交通や治安、青少年への影響、生活環境問題などに関する調査を実施いたしました。また、当該ミニボートピアの設置について、賛成あるいは反対の立場から、市長に要望書を提出されておりました宮内地区自治公民館や駅前4自治会の関係者などから聞き取りを行う一方、隼人町見次地区の交通事情に及ぼす影響等について、霧島警察署との意見交換も実施いたしましたところでございます。本市といたしましては、これらの調査結果や警察との協議等を踏まえるとともに、今回の陳情書に対する議会の審査結果を参酌させていただきながら、当該ミニボートピア設置の同意の可否について、最終的な判断をしてみたいと考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（池田 守君）

今の説明で、「交通や治安、青少年への影響、生活環境問題などに関する調査を実施いたしました」と。調査結果はどうだったのですか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

県内4市のほうに調査を致しております。四つの市からは、「特に問題はない」というような回答をいただいているところでございます。これらの項目につきまして、「特に問題なし」という回答でございました。

○委員（前川原正人君）

午前中に、陳情者そして博友さんに来ていただいて、あらゆる角度から質疑をさせていただいて、説明を受けたりしたわけですが、問題は今年の6月17日に開催された第2回の定例会の総務常任委員会会議録の中で、陳情者の方との議論の中で、中心市街地活性化にも役立てていく施設なんだというふうに言われているわけですね。いわゆるTMOの活性化事業として取り組むこともできるんだというような、そういう議論の部分があるんですが、旧国分の時代に中心市街地活性化ということでTMO事業というのが今も継続をされている背景があるわけですが、今回このミニボートピア、仮称ですがミニボートピア霧島を設置するであろうという過程で物事を考えたときに、中心市街地活性化との整合性というのが図られるのかという問題点が出てくると思うんです。それは駅前4自治会あるいは通り会等も何とかこれを活性化させたいという意思の一致が、全体ではないですが、大体そういう方向を見据えての陳情の提出というふうになっていると思うんですけど、国分地

区でやっていたTMOと、今度は隼人のほうに中心市街地の活性化ということでの一つの展望をみられているという部分があるんですが、その辺との整合性というんですかね、言ってみれば二つの中心市街地活性化というふうになっていくと、今度はまた方向性が若干違ってくるような気もするんです。それとの整合性という点ではどのようにお考えなのか、お聴きをしておきたいと思います。

○企画部長（中村 功君）

今の御質問の国分と隼人の中心市街地活性化との比較等についての、これまでの検討はしてきていないというところではありますが、地域のほうから活性化ということについての御意見等があれば、当然こちらのほうも検討していかなければならない事項ではあります。現在のところ同じ隼人の地域の中から賛成と反対の御意見があるということで、十分こちらでも慎重に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点はですね、既に旧溝辺町にはもうサテライトみぞべということで、一つの施設があるという事実があるわけですが、この売り上げ状況。先ほどの審査の中では、大体全国的には減少傾向になりつつあるというような説明があったわけですが、現存している霧島市内に、唯一サテライト溝辺が設置をされてきている状況があるわけですが、この売上状況はどういう推移をたどっているのかお示しいただけますか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

売上の数字ということでもよろしいでしょうか。売上実績ということで、平成24年度が17億9,400万円程度、23年度が22億1,500万円程度、22年度が23億2,100万円程度、21年度が30億8,300万円程度ということで、売上はだんだん下がってきている傾向でございます。

○委員（前川原正人君）

それと、これは市長が今まで言及してきたことであるわけですが、こういう施設は好んで誘致はしないんだということを明言されているわけですね。しかし、今の企画部長の説明では、最終的には議会の審査の結果を参酌してから、同意の可否については判断をするんだということですが、基本スタンスとして、執行権者は市長ですので、最終的には市長が認めるか認めないかという最終判断になると思うんですけれども、基本的な部分で市長のスタンスというのはどうなんですか。もう議会が議会がじゃなくて、市長としてどうなんだという確固としたそういう立ち位置にあるのかどうなのか、その辺の協議といいますか打合せといいますか、その辺の議論というのを企画部とはという議論をされてのかお聴きをしておきたいと思います。

○企画部長（中村 功君）

市長の基本的な姿勢については、これまでと変わりはないということでございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか

○委員（阿多己清君）

先ほどの部長の発言の中で、宮内地区の関係者との話合いといいたしでしょうか、協議がなされたということでもございましたけれども、この方々というのは以前、反対の立場で陳情書等が出た部分であると思うんですが、そういう関係者だったのか。そしてまた、その協議された話し合いの結果を発表ができれば、お示しいただければと思います。

○企画政策課長（山口昌樹君）

今の御質問でございますが、先ほど企画部長が答弁いたしました内容というのは、先の議会で、陳情として反対の陳情ということで出されたときに、私も企画政策課のほうの関係者の方々にお話をお伺いに行きまして、聞き取ったということの表現でございます。内容につきましては、陳情書に書いてあること等の確認等を致したところが主でございます。前回の陳情に対して、どのような経緯だったのかとか、事実関係を確認したという内容でございます。失礼しました。陳情ではなくて、前回の要望書ということですので。要望書が市長のほうに出てきておりますので、それに基づい

て関係者に内容を、お話を聞いて確認したというところでございます。訂正させていただきます。

○委員（松元 深君）

先ほど池田委員のほうで、調査の結果を聞かれたのですが、今度は議会に賛成の陳情が出てきているわけですが、その後の県内4市の調整は行っていませんか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

はい、致しておりません。

○委員（松元 深君）

サテライトみぞべの最初の、設置された頃の売上を。そこを聞かないとちょっと分かりにくいのかなと思いましたが、再度お聴きします。

○企画政策課長（山口昌樹君）

今、手元に持ち合わせている中の数字でお答えさせていただきますと、データの中で一番多かったときの数字を申し上げます。売上で、平成17年度で54億7,200万円程度でございます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（中村正人君）

前回の要望ではないんですが、設置者から市長の同意を得るために、資料が提出されていると思うんですが、通り会が二つとそれから1自治会からの同意書ですね、これについての精査はされたんでしょうか。実際会議が開かれて、そういう結果になったという部分です。

○企画政策課長（山口昌樹君）

事業者から同意の申請ということで、書類が提出されております。その中に、議事録等の添付書類ということで、駅前4自治会の会議録、あと二つの通り会からの会議録が提出されております。それには、それぞれ代表者の方の印が押されてある議事録が提出されておりますので、そのようにお受け取りしているということでございます。

○委員（中村正人君）

聞くところによりますと、ある通り会はずね、実際何年も総会も開かれていないと。それから、役員さん方の人数が記載してあるんですが、果たしてその役員の総数が合っているのかということも確認されていないというような話も聞いておりますが、この書類を見られただけで、実際聞き取りをされたということはないわけですね。

○企画政策課長（山口昌樹君）

今回の書類に添付されているのが、自治会であります駅前4自治会、あと通り会二つでございます。駅前4自治会につきましては、会長さんのところにお伺い致しまして、事実関係をお聴きいたしております。通り会のほうにつきましては、私どものほうではその内容については確認は致しておりません。

○委員（前川原正人君）

これまでの間に委員会が、改選前に3回開かれて、そのときの懸案事項として、交通問題のいわゆる渋滞ですね、今でも渋滞をするという事実があるわけですけど、企画部として、例えば今回のミニポートピア霧島を設置した場合を仮定したときに、その交通渋滞が大体どれぐらいの交通量が起るとか、そういうのは警察だったりとか道路管理者であったりとか、そういう方たちとの協議の中でシミュレーションなどというのは出てはいないんですか。そういういろんなことを想定して、なかなか先を読むというのは難しいんでしょうけど、大体これぐらいであろうという、そういう数値的なものについては、まだシミュレーションはされていらっしゃるんですか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

ただいまのシミュレーションの件については、致しておりません。前回の6月の委員会の中でもお答えしておりますが、霧島警察署とは一般的なことということで意見交換をさせていただいております。

○委員（前川原正人君）

本来ですね、これはどういうふうになるかということで結論が先にありで、設置されるかされないかとう以前に、議事録を見てみますと、道路管理者、警察、地元の霧島市、そういうところでやはり一緒になって交通問題というのは慎重に検討していくものと考えているということで、当時の川村部長がこういう答弁をされているんですよね。ですから、本来であれば今回のミニポートピア設置に係る人員、車の台数、駐車場スペース等も一つの指針として出ているわけですので、やっぱり設置した場合どうなんだっていうのは、ある程度把握をされていたほうがよろしいのかとは思いますが、その辺は警察等とのただ防犯上だけのみとかではなくてですね、広い視点で物事を見ていく必要があると思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○企画政策課長（山口昌樹君）

前回、警察との一般的な協議ということでお話しした内容というのが、霧島警察署と話をしました内容としまして、霧島警察署から原則として大規模店舗立地法の適用を受ける者以外、交通に関する協議はほとんどありません。しかしながら、当該競艇場外投票券発売所の設置をこれに準ずるものとして検討とした場合、第一に右折による出入り、入出庫を前提とすることは適切でないものと考えます。あと、県道側は交通量が多いため、右折による入出庫は滞留を招き、円滑な交通に障害を及ぼす可能性が高いと。このような施設の出入りは、左折の出入り、入出庫が原則であると。第二に、出入口を1か所に絞っていることも適切でないと。これでは出入りが1か所に集中してしまい、余計に渋滞を招いてしまう結果となると。出入口が2か所あるのであれば、有効に利用したほうがよいというような御意見等を警察のほうからもいただいているというところでございます。

○委員（中村正人君）

午前中、陳情者それから設置者の方々の話を聞いたんですが、改選前の反対陳情のときにもいろいろ議論があったと思うんですが、やはり設置者とすれば、公民館の方々が門前払いといいますか、まず同じ舞台に立っていただけないという、説明会を開かせていただけないと。そこから後は議会のほうが面的にというようなお話もありましたけれども、やはり雇用も15名から20名程度を考えているということで雇用の点で考えてみても、少し行政も前向きに間に立って公民館側に、一応説明会を聞いてみませんかというような動きがあってもいいのかなと思う部分もあるんですが、いかがお考えですか。

○企画部長（中村 功君）

今おっしゃったような御意見もあろうかと思いますが、市長があるいは市の考え方が、積極的な推進はしないという方針であります。それと、同じ隼人町の内山田で、駅前の自治会と公民館が意見が分かれているということで、今のところは最初の市の方針のとおり積極的な誘致はしないということの方針は変わりませんので、地元への説明会の努力等については、事業者のほうでももう少し地域の方々とうまく話ができるような努力もしていただければなというふうに考えているところであります。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時40分」

「再開 午後 1時42分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第7号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いします。

○委員（中村正人君）

陳情者及び設置者から、また執行部のほうの話を書きました。改選前の議事録も含めて読ましていただきましたけれども、その後、賛成・反対者それから設置者の歩み寄りが全くなく、進展もしていません。そしてまた、先ほど執行部にも質疑をいたしましたけれども、同意をされた通り会の実態がはっきりしていない通り会もあるという話もお聞きしておりますので、もう少しこの陳情に関しては精査する必要があると思いますので、継続審査を考えておりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳情7号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時43分」

「再開 午後 1時46分」

### △ 議案第120号 消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について

○委員（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第120号、消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第120号、消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。本条例につきましては、52の条例を複合改正するため、「消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例」として制定しようとするものでございます。なお、使用料改定に伴う全体的な考え方につきましては財務課長から、また、議案第120号の条例制定に伴う説明につきましては総務課長からそれぞれ説明を申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○財務課長（新町 貴君）

全体的な考え方について、私のほうから説明をさせていただきます。本市では平成21年に、「使用料は原則として3年に1回見直す」ことを決定しており、前回見直しに伴う使用料の適用が平成22年10月1日でありましたことから、見直し時期が到来したものであります。また、消費税率の改正について、本年10月までにその適用時期を判断するとされておりましたことから、その決定を待って今回の見直し作業に着手したところでありますが、このことにつきましては、10月8日付で総務省自治財政局公営企業課長並びに同財務調査課長から、12月4日付で同省自治行政局行政課長並びに行政経営支援室長からの文書により、公共料金等への適切な転嫁を求められております。今回の見直しでは、結果として、消費税率の改定に伴う影響についての改正となりましたが、平成24年度決算に基づき、各施設等の維持管理コストを算出いたしましたところ、概ね消費税転嫁前の使用料は適正でありましたことから、現在の使用料の消費税転嫁前の金額に、改正後の消費税率を乗じて転嫁額を決定し、端数処理をしたものであります。なお、使用料等の見直しにつきましては、副市長を本部長として部長級職員で構成する、歳入確保対策本部の所管事務としておりますことから、その事務局であります財務課が中心となって実施したものでございます。

○総務課長（越口哲也君）

議案第120号としてご提案申し上げた、消費税率の改定に伴う関係条例の整理等に関する条例の改正内容につきまして、御説明申し上げます。本条例は、第1条「霧島市新川防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正」から、第52条「霧島市春山緑地公園の設置及び管理に関する条

例の一部改正」までの 52 条例について消費税率の改定に伴い使用料等の額の改正をしようとするものであります。平成 25 年 12 月 16 日提案の追加議案書 23 ページから 53 ページまで、また新旧対照表では、17 ページ中段から 52 ページまでに掲載いたしております。本条例改正においては、内税方式により使用料等の額を直接改正しようとするもの、外税方式により税抜きの使用料等の額に、従来の 100 分の 105（若しくは 1.05）を乗じた額から 100 分の 108（若しくは 1.08）を乗じた額等に改めるものでございます。また、一部に軽微な文言等の整理を行った項目もございます。この条例改正は、消費税率の改定に伴い所要の改正を行おうとするものであり、また所管する担当課も 25 課に及んでおりますので、個別の条例改正内容の説明は割愛させていただきまして、委員の皆様方からの御質疑により、詳細は担当課より御答弁させていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

全体で 52 項目の条例ということで、消費税が来年の 4 月 1 日以降増税を、今の 5 % に対して 3 % 分が加算をされるということで、その改定ということでありますが、先ほどの総務課長の説明の中で、「内税方式により使用料等の額を直接改正するものと、そして外税方式により税抜きの使用料等の額に 5 % 分を乗じた額から 8 % を乗じた額等に定めるもの」ということでございますが、これは具体的にというか、項目で言うとどこがそういうふうに、どこの項目が、今申しあげました使用料等の額を直接改正する部分だったり、消費税の分を転嫁する分なのかお知らせいただけますか。

○総務課長（越口哲也君）

外税方式により改正をしようとするものにつきましては、五つの条例でございます。まず、第 2 条の霧島市行政財産の使用料徴収条例、これにつきましては 100 分の 105 から 100 分の 108 へということでございます。第 16 条、霧島市病院事業の設置及び管理に関する条例でございますが、これにつきましては従来内税方式として行っていたものを、今回の改正によりまして外税方式へ移行しようとするものでございます。それと、第 41 条、霧島市道路占用料徴収条例、これにつきましても 100 分の 105 から 100 分の 108 へ変更しようとするものでございます。それと、第 42 条、霧島市河川占用料徴収条例、これにつきましては 1.05 を掛けたものから 1.08 へと改正しようとするものでございます。それと、第 44 条、霧島市公共下水道条例、これにつきましては 100 分の 105 から消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額へという形で変更するもので、この 5 条例が外税になる条例でございます。

○委員（前川原正人君）

大体その消費税の転嫁分が今言われた部分だと思うんですが、問題は、例えば議案第 120 号、この場合で見ますと、本当に僅かなんですが、プラス 4 円だったりプラス 6 円だったりプラス 7 円だったり 8 円だったりということで数字が出されているわけですが、お聴きをしたいのはいくつ消費者というか、全体的には市民というふうに言ったほうがいいんでしょうけれども、いわゆる消費税の増税分だけならまだしも、便乗値上げの部分がやはり一番懸念をされる部分だと思うんですね。ですから、それはきりのいいところと云えばそこまでなんでしょうけど、便乗値上げというようなそういうことにはなっていないのかお聴きをしておきたいと思えます。

○財務課長（新町 貴君）

結果的に、今の御指摘の中では端数処理の問題かと思えますけれども、それぞれ 5 % から 8 % へということで致しましたときに、端数については今、議員が言われましたようにきりのいいところというようなことでありまして、今回の中では切上げでしているところでございます。

○委員（前川原正人君）

端数処理ということで、例えば本当何銭とか 5 銭とか出てくると思うんですね。例えば四捨五入

については切り下げるとか、5に満たないものは切り下げる、5以上の場合については切り上げるとかいうそういう処理のやり方もやられたという理解でよろしいわけですか。

○財務課長（新町 貴君）

結果的には四捨五入ということではなくて、切り上げということしております。今回の改定に当たりまして、より適正な転嫁を行うとしようと思えば円単位での料金設定が望ましいというところがございますけれども、端数が出るというようなことで、現行の使用料の大半が10円単位でありますこと、また料金の支払い・収入の利便性を考慮し、引き続き10円単位での設定をすることが望ましいと判断したところでございます。次に、具体的な算定方法につきましては、本体価格に1.08を乗じることで8%の消費税を転嫁し、計算結果の1円未満を切り捨てて、円単位の料金を算定いたしました。そして、この料金の10円未満を切り上げて10円単位に調整したところでございます。

○委員（前川原正人君）

それと、本会議の質疑の中で、大体今回の消費税の転嫁分がどれぐらいの影響なのかということと質疑があって、大体約300万円程度になるんだということとおっしゃいましたけど、今おっしゃったのは、先日の本会議の質疑での答弁というのは今回の114号から全て消費税転嫁分が300万円程度の負担増となるという、そういう理解でよろしいわけですか。

○財務課長（新町 貴君）

本会議のときに申し上げました300万円というのは、今回の使用料等の改定に伴います影響額の見込みということで、直接一般会計のほうに影響いたしますもので300万円という数字を申し上げました。あと、直接影響を及ぼすものではございませんけれども、指定管理者が自ら今収受しております利用料金についてこういうものがございます。こういうものにつきまして、24年度決算を参考にいたしますと、約650万円の増加ということにしております。なお300万円の歳入増につきましても施設の使用料等でございます。この第120号にあります行政財産の使用料、それから道路占用徴収料等につきましては入っておりませんので、施設等に伴いますものが300万円と650万円ということで、約950万円というふうに試算をしているところでございます。

○委員（松元 深君）

たくさんの料金改定があるわけですが、全体で言いますが、類似施設がたくさんそれぞれ、例えば横川・溝辺、たくさんあるわけですが、今回の消費税の改定の中で料金の統一化というのは検討はされなかったのか、お伺いしておきます。

○財務課長（新町 貴君）

前回の平成21年度の公の施設に関する使用料の見直しを致しましたときに、このときに一番中心にしておりましたのが、基本的な考え方致しましては、1番目に受益者負担の原則、2番目に類似施設の使用料の調整、3番目に算定方法の明確化、4番目として減額・免除制度の基準の統一というようなことを基本にしたところでございます。そういうことで、今質疑のありました類似施設の使用料ということでは、前回のときに一応いたしたということで今、しているところでございます。

○委員（松元 深君）

では、今回はもう全くそこ辺は検討はされなかったということで理解したいんですが、例えば前も出た話なんですが、霧島温泉健康増進交流センターですがここだけ、ほかの溝辺・横川温泉の利用料が全く違うわけですが、そこ辺の検討をすべきだったのではないかなと思うんですが、今の答弁ということで理解してよろしいんでしょうか。

○財政第1グループ長（池田宏幸君）

先ほどの公共料金の見直しにつきましてでございますけれども、21年の改正のときのことを財務課長から御説明申し上げたところですが、そのほかに急激な負担の増減への配慮ということで、一定割合の範囲内での増減ということも前回考慮いたしているところでございます。それと、公衆浴場につきましては物価統制令の関係がございまして、今回の見直しにつきましてもその部分を考慮するように指示をしたところでございます。

○委員（松元 深君）

今、具体的に聞いたんですが、霧島の温泉と横川の調整は、もう 370 円と 250 円の違いがあるんですが、これは一般質問の中でも多分誰か質問した経緯があるんですが、それやら照明料は広さによって違うのは十分分かるんですが、それはそれで理解できるわけですが、全く同じような施設でも使用料が違う体育施設等がたくさんあるわけですが、そこ辺もやはり統一する時期ではなかったかということで今質問しているわけですが、そこ辺の検討はされなかったのかお伺いしておきます。

○総務部長（川村直人君）

類似の施設の使用料の見直しはということでございました。今回の条例は、消費税の改定に伴うものでございますけれども、そういった類似のものにつきましては、先ほど財務課長のほうから答弁いたしましたように、前回のときに一応終わったということでございます。ただ、今御指摘のように、個別に特定の施設がここここは違うのではないかという、だからその見直しはしなかったのかという御質問でございますが、それぞれ所管課がございまして、所管課のほうでそのあたりの内容については把握はしていると思っておりますけれども、個々の施設につきましてはそれぞれの施設の持った目的あるいは利用方法が様々ございまして、この場でどこどこはどうだからということちょっと担当課のほうも来ておりませんので言えないわけですが、どうしても類似施設で使用料の格差があるというようなことがあれば、そこはまた検討することについてはやぶさかではないと考えております。

○委員（松元 深君）

指定管理の施設の件で質問しますが、指定管理は今回から、全てではないんですが、徴収料を指定管理者が収入として取れるような改定もされていくわけですが、そこ辺の関連と、指定管理者がそれぞれ減免等は規程によりそれぞれできるのか、もう一回お伺いしておきます。

○総務課長（越口哲也君）

指定管理者につきましては、この条例改正に基づいて、使用料としての上限がある程度定められるわけですが、利用料の中で徴収する分につきましては、当然指定管理の出している担当課等とも協議をしながら、その額につきましては改正をしていくことになろうかと思われま。減免につきましても当然、条例に基づいた範囲の中で調整がされるということでございます。

○委員外議員（植山利博君）

先ほど第 16 条、第 41 条、第 42 条、第 44 条と説明があったわけですが、例えば第 41 条の場合は「100 分の 105 を 100 分の 108 に改める」という表現になっていますよね。今度は第 44 条では、「100 分の 5 を乗じて得た」を「消費税及び地方消費税に相当する額を加えた」という表現になっていますよね。同じことを言っているんだと思うんですが、表現がそれぞれ違うわけですが、そこはどうか整理をすればいいのかですね。何か訳があってそういう表現になっているのか、少し御説明をお願いしたいと思うんですが。

○文書法制グループ長（西敬一郎君）

ただいまの表記ぶりについてお答えします。道路占用料徴収条例等は、国道の占用料の法令がございまして、全国それにのっとった規定ぶりをどの自治体でもしています。下水道につきましては、これまで率を入れていたんですが、条例を提案する直前になりまして、国交省の下水道局のほうから消費税増税に伴う条例を整備する場合には、こういう書きぶりですとどうですかという技術的助言が届きまして、せっかく送っていただいたものですので、その助言に基づいた規定ぶりにしたいという主務課の希望がございましたので、国の助言に従った規定ぶりにしたというところでございます。あと、その消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とか加えた額とかという書きぶりにつきましては、霧島市では企業会計を導入している病院それから水道というのは、こういう書きぶりで行っております。

○傍聴議員（植山利博君）

委員外の私が言うべきことではないんだろうと思うんですが、国のほうはそういう指導で



はないけどアドバイスがあったと言われるけど、我々も含めて市民が見る場合は、霧島市の条例としてどちらか統一した表記のほうがすっきりするような気がしたものですから、それぞればらばらなんですよね。そういう感じを受けました。今後は検討される余地はないですか。

○総務部長（川村直人君）

今、植山議員のほうから御指摘のあった点につきましては、御意見として承っておきたいと思えます。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時13分」

「再開 午後 2時16分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第120号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いします。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第120号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時16分」

「再開 午後 2時18分」

#### △ 議案第114号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第114号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（宗像成昭君）

議案第114号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、説明いたします。追加議案、新旧対照表ともに1ページを御覧ください。消費税率改定に伴う部分は議案第120号と同様でございます。それ以外の部分を御説明申し上げます。追加議案は8ページ、新旧対照表は7ページを御覧ください。これまで持松地区公民館と三体地区公民館に洗濯機、脱水機、乾燥機を備えた洗濯室を設置し、一回当たり1,050円の附属設備使用料をいただいております。現在、洗濯機等の老朽化が進み、既に耐用年数を超過していること、利用も一部の市民に限られていることなどから、平成25年度をもって同設備の利用を廃止しようとするものです。以上で議案第114号の説明を終わります。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

第114号の中で、消費税の改定は先ほどと同じということなんですけど、今回洗濯室を三体地区と持松地区に、旧牧園町に持っていたということで、これを廃止するということなんですけど、だいたい何でこういう施設があったのか、ちょっとその辺の背景をお知らせいただければと思います。

○教育部長（宗像成昭君）

ももとは、この二つの施設につきましては農林水産部の農政の関係の補助事業を利用いたしまして整備がされたようでございます。そのあとに教育委員会のほうに所管替えがあつて、このようになってきているというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

大体いつぐらいに設置をされたわけですか。

○教育部長（宗像成昭君）

三体地区が昭和 55 年 7 月、持松地区が昭和 56 年 5 月でございます。

○委員（前川原正人君）

利用実績等についてはどうなんですか。

○教育部長（宗像成昭君）

24 年度を申し上げます。三体地区で利用回数が 8 回、延べ利用者数が 4 人。持松地区が利用回数が 5 回、延べ利用者数が 3 人となっております。

○委員（阿多己清君）

今のこの洗濯室の機器ですけれども、廃止した後はどう考えておられるのかお願いいたします。

○教育部長（宗像成昭君）

この洗濯室は、この機械等が床面とコンクリートで一緒になっておりまして、撤去する場合にもコンクリートをはつる必要がございます。したがいまして、この撤去費用もかなりの額が必要ではないかと考えているところでございます。撤去後の利用方法につきましては倉庫になるのかなという気もしますが、できるだけ地元の公民館のほうとも協議をして決めてまいりたいと考えております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないということですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2 時 2 3 分」

「再開 午後 2 時 2 5 分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 114 号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 114 号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2 時 2 5 分」

「再開 午後 2 時 2 7 分」

#### △ 議案第 119 号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 119 号、霧島市都市公園条例の一部改正について審査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（宗像成昭君）

議案第 119 号、霧島市都市公園条例の一部改正についての教育部所管施設分を説明いたします。公民館と同様に消費税率改定に伴う部分以外の部分を御説明申し上げます。追加議案は 20 ページか

ら 21 ページ、新旧対照表は 16 ページを御覧ください。以前から引下げの要望が出され、懸案事項となっておりました、まきのはら運動公園内のパークゴルフ場の使用料を、全面的に改めております。現在、来年 4 月からの 36 ホール運用開始を目指して工事中でございますが、施設規模を 18 ホールから 36 ホールへ改めるとともに、1 ラウンドの定義を 18 ホールと明記し、その使用料を 360 円から 250 円へ値下げしようとするものでございます。なお、この改正案を議決いただきますと、4 月からは一般が 500 円で、児童生徒が 250 円で、1 日回り放題ということになります。以上で教育部所管施設に係る説明を終わります。

○建設部長（篠原明博君）

議案第 119 号、霧島市都市公園条例の一部改正について、概要を御説明申し上げます。建設部の関係では、丸岡公園にございますローラースケート場を使用実態と有効活用を考慮し、今回有料施設から除くとともに、消費税率及び地方消費税率が平成 26 年 4 月 1 日から引き上げられることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものであります。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

霧島市都市公園条例の一部改正について、建設施設管理課所管の関係分を御説明申し上げます。丸岡公園内に有料施設として設置しております、ローラースケート場を老朽化及び使用実態により有料施設から削除することと、消費税率の改正に伴い都市公園の使用料の改正を行うものであります。丸岡公園のローラースケート場を有料施設から削除する理由として、平成 16 年度までは使用しておりましたが、遊び嗜好の変化による利用者の減少と施設の老朽化により休止しておりました。その後、本館と宿泊施設間の移動手段としてのスロープカーの新設に伴い、軌道施設をローラースケート場内に設置したことや、ヘリコプターの展示場としても利用していることから、ローラースケート場を有料施設から削除するものであります。また、前述の税制改正により、都市公園使用料、第 3 条第 1 項に掲げる行為をする場合と有料公園施設を利用する場合の城山公園、丸岡公園のそれぞれの施設について、使用料の改定を行うものであります。新料金は、現行使用料の消費税抜きの金額を算出し、それに 100 分の 108 を乗じて円単位未満は切捨て、端数調整として 10 円未満は切上げにより算出しております。なお、城山公園展望台入口ゲート、バッテリーカーにつきましては、料金改定を行った場合、設備改修が必要となるため、今回は現行のままとしております。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（松元 深君）

ローラースケート場の削除ということでなんですが、このローラースケート場の、これはスロープカーの新設をした時点でこの条例改定をすべきではなかったかと思うんですが、その遅れたのは何だったんでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

丸岡公園ができて、ローラースケート場が昭和 56 年に開設しているようでございます。最初の段階では、小学生やら遊び嗜好の流行に伴って、利用者も非常に多かったというふうにお聞きしております。スロープカーができたときに考えるべきではなかったかという御質問でございますけど、そのときには利用者は少ない状況ではございましたけど、使える状況まではなかったかもしれませんけど、そういう状況で、次いで今度ヘリコプターも展示をされたということで、今回を機にしてローラースケート場を有料施設から外すということに致しました。

○委員（松元 深君）

使えるような状態ではなかったのかなと思うんだけど、それならヘリコプターはいつから展示してあるんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

ヘリコプターは、23年度の7月に設置しております。

○委員（前川原正人君）

追加議案書の20ページの中で、備考欄の2、多目的屋内運動場まきばドームでの使用者が入場料を徴収する場合の使用料ということで、基本使用料に100分の200を乗じた額ということで、これはいわゆる指定管理者が収受できる使用料金ということになると思うんですが、これは以前の条例からするとなかったような気がするんですが、これはどういうことによるものなのか、お知らせいただけますか。

○教育部長（宗像成昭君）

多目的屋内運動場の入場料を徴収する場合の使用料につきましては、以前の都市公園条例の中にもうたわれております。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、これはまきばドームは我が福山町の、今度来年度、平成25年度からですか、供用開始という予定に入っているわけですが、今回料金が格段に安くなることは歓迎をするものなんですが、これはパークゴルフ協会だったりとか、先日亡くなられた故川畑議員、当時の議員も命を懸けて、それこそ取り組んでこられた問題でもあるんです。1ラウンドにつき今度は250円に下げたという算定根拠は何なのかですね。以前は740円でしたか730円でしたか、それが今度は一日につき500円ということで、大分下がって皆さん喜ばれるとは思いますが、この算定根拠はどこにあるのかお知らせいただけますか。

○保健体育課長（中馬吉和君）

この福山パークゴルフ場につきましては、議員が申し上げられたとおり、福山の地域審議会、そして議会、そして議会報告会、あるいはそのパークゴルフ協会からの陳情書がなされたものでございます。その料金改正の要望のほとんどが、類似の近隣の他自治体と比較して高いということでございました。そして、私どももそれを受けまして、近隣の類似自治体のパークゴルフ場を調査いたしましたところ、ほとんどの自治体が400円台から500円、しかも福山のパークゴルフ場よりもホール数は多いというような状況でございました。そして、このまたパークゴルフというのは、霧島の方は霧島だけです、そして都城の方は都城だけであるというのではございませんで、いろんな所を回ってパークゴルフを楽しまれるスポーツでございまして、霧島の方はほかのところからほかに行かれるんですけれども、ほかのところから霧島にお越しになるというのはなかなかございませんで、利用者数も年々減ってきておりました。そういうふうな状況がございましたので、他自治体の料金に合わせて引き下げたところでございます。

○委員（平原志保君）

丸岡公園なんですけれども、こちらのプールというのはもう現在、この数年使われていなかったような気がするんですが、そのあたりはどうでしたでしょうか。

○建設部長（篠原明博君）

確かに丸岡公園のプールについては現在、休止を致しているところでございます。プールにつきましては丸岡公園開設時の昭和48年度から非常に利用されていたわけですが、平成20年あたりから若干、施設の濾過機の不具合とか、様々な近くに横川温泉プールができたなど、利用者が相当減ってきたと。それから、やはり今後こういったプールを改めて整備をして利用するかどうかについては、今現在、地域の声としては残してほしいという声もあったりするものですから、現状においてはまだ休止ということで、今後そういった改善の必要、あるいはその温泉プールとの比較をして、今後廃止を含めてどういった形で検討するかというのを考えておりますので、その時点で再度こういった条例の改正をしたいというふうに思っております。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時41分」

「再開 午後 2時42分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第119号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いいたします。

○委員（前川原正人君）

議案第119号の中で先ほど明らかになったわけですが、パークゴルフ場の料金改定も今回の消費税の改定に伴って、新しく次18ホールできて、料金改定も相当抑えられたということなんですけど、先ほどの議論の中でも明らかになりましたように、類似団体とやはり比較をして高かったんだということでありました。その類似自治体と比較をして低く抑えたんだということで、ほかの所が安いから、ほかの安い所に流れていったという背景もあるわけですけども、問題はやはり人を呼び込むような、今後利用を促進するような施策というのが求められていくのではないかということをおし述べておきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第119号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 2時44分」

「再開 午後 3時00分」

### △ 議案第115号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第115号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、審査します。執行部の説明を求めます。

○溝辺総合支所長（福重博之君）

それでは、議案第115号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして説明を申し上げます。霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第199号）の一部を次のように改正する。別表、広場の項を削り、同表和室の項中、160円を170円に改め、同表、事務室の項を削る。附則、この条例は平成26年4月1日から施行する。提案理由につきましては下記のとおりでございます。公園施設の使用実態と有効活用を考慮し、有料施設の見直しを行うとともに、次の3行の説明は省略して、下から2行目で、消費税率及び地方消費税率が平成26年4月1日から改められることに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものでございます。また、別冊になっております新旧対照表の8ページをお開きいただきたいと思っております。8ページの1番上段でございます。議案第115号ということで記載がされております。改正前の基本使用料、1時間当たりの使用料でございます。現在広場が10円、和室室が160円、事務室が70円、展示枠が10円となっておりますところを、改正後といたしまして和室を170円、展示枠は10円で据え置いております。そして、広場と事務室につきましては削除をさせていただきます。改正の内容につきまして、具体的に御説明申し上げます。和室の使用料の160円の改定につきましては、改定後の使用料が約165円となり、切り上げて170円としております。展示枠の使用料10円につきましては、1円未満の改正増額となりますので、切り捨てて据え置くこととしております。次に広場と事

務室の項の削除につきまして御説明申し上げます。まず、西郷公園の広場につきましては、公園内でのイベント等の開催に用いられている施設・スペースであります。平成9年3月より西郷公園は無料開放し、できるだけ多くの市民や県民、そして県外の観光客等においていただくように努めております。また、公園内でのイベント等の開催も推進しており、多くの方に広くイベント等を企画・利用していただけるよう協力をお願いしているところでございます。そのような状況から、広場使用料を無料化し、利用しやすくするため、広場の項を削除しようとするものであります。また事務室につきましては、西郷公園の入り口となります建物の中の一部で、以前西郷公園の入場が有料でありました際、チケットの販売所として使用されました小部屋であります。室内には棚や販売カウンターも設置され、また入場料の無料化後、火災警報器の機器や音響設備等が設置されたために、使用できるスペースは更に狭められ、会議等には適さない部屋となっております。また会議等には、以前より隣接する和室が使用され、事務室は全く使用されておられません。そのようなことから、事務室の項を削除しようとするものであります。以上で説明を終わります。宜しく御審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明は終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

まず、第115号の関係の西郷公園の設置及び管理に関する条例の改定ですけれども、今回の改定で広場のスペースを10円ということで、これを削除すると。利用をもっと促進し推進するためということなんです。これまでの実績等についてはどういう状況だったのでしょうか。

○溝辺総合支所長（福重博之君）

公園の広場の所ではいろんなイベントを、そしてまた企画展、そういったのを実施しております。企画展と致しましては菊の展示、そしてひょうたん展ということでひょうたんを作っている方の展示、そういったのを致しております。また、ほかにイベントと致しましては、ボランティアの美化作業を夏と冬の年2回ほど、それと西郷塾ということで、西郷さんの記念の日にちなみまして、そういった勉強会等を開きまして、自顕流の武術を披露していただいたりというようなことを致しております。

○委員（塩井川幸生君）

西郷さんは鹿児島が一番誇る偉人さんでございますけれども、龍馬のほうはどんどん宣伝されてイベントがたくさんあるんですが、西郷公園でいろんなイベントも企画されていると思うんですが、どのようなイベントを企画されていますか。

○溝辺総合支所長（福重博之君）

イベントということで、先ほど申し上げました西郷塾ですね。これは西郷隆盛さんにつきまして小・中学生を集めて色々と勉強会を開いたりとか、あるいは先ほど申しましたように自顕流の武術を披露していただいたりというようなことを致しております。そして、その記念日というのが生誕祭であったり、また没後の何年祭というような、そういった西郷隆盛にちなんだ記念日に詩吟の発表をしていただいたり、その都度いろいろと企画しながら行わせていただいております。

○委員（塩井川幸生君）

説明を受けたのは聞いて分かっていたんですが、私が聴くのはそれ以外の回数とか、今聞いた話だったら2回か3回しかしていないわけですね。私が聴きたいのは、年にたったそれだけやっているのかということが一番聴きたかったものだから、ほかに企画とかいろいろございませんかということをお聞きしました。

○溝辺総合支所長（福重博之君）

西郷塾につきましては年4回ほど毎年開かせていただいております。それ以外に先ほど申しました菊の菊展でありますとかひょうたん展でありますとか、そういったのはそれぞれ年1回ずつその

シーズンにしております。先ほど最初の広告の中で、夏と冬2回ボランティアによる清掃作業ということも申し上げましたけれども、これは広く市民の方、あるいは市の職員にも呼びかけまして、年2回ほど公園のボランティア清掃を行っております。そのようなことから、ボランティアとして行ったいろんな行事等につきましては、年10回程度かなと、全て含めましてそれくらいだろうと思っております。

○委員（前川原正人君）

確認の意味でもう一回聴きますが、大体その利用状況の大枠は分かりました。人員で見たときに、大体延べどのくらいの人たちが利用回数、何名程度の人たちがその利用をされたということになりますか。

○溝辺総合支所長（福重博之君）

イベントのたびに参加される方は、おおよそ三、四十名平均でございます。それ以外に、現在入場料が無料となっておりますので、人数の把握、これは普段の企画展、そういった以外の入場者につきましては無料となりましてから、人数の把握がなかなか難しいところではございます。

○委員（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時10分」

「再開 午後 3時11分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩に引き続き会議を開きます。次に、議案第115号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで御発言をお願いいたします。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第115号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時12分」

「再開 午後 3時13分」

**△ 議案第88号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について 及び**

**△ 議案第89号 霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について 一括**

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第88号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について及び議案第89号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正については、関連がありますので一括して審査します。執行部の説明を求めます。

○総務部長（川村直人君）

議案第88号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について及び議案第89号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正についてにつきましては、関連がございますので、一括して御説明申し上げます。本市の国民健康保険税につきましては、平成22年度から3年間の暫定措置として、当時の非常に厳しい経済状況の影響により、非正規労働者や失業者の増加及び市民所得の減少が見込まれ、被保険者の国民健康保険税に対する負担感が大きくなることから、負担の軽減を図るために、税額算定の際の医療給付費分の所得割を9.5%から8.9%へ、均等割を2万3,200円から1万9,500円へ、平等割を2万800円から2万500円へ

それぞれ引き下げる特例措置を講じたところでございます。また、同時に平成 19 年度から 3 年間の暫定措置として実施していた、12 歳以上 18 歳未満の扶養者を抱える世帯や、債務返済のために財産を譲渡した世帯に対する特別減免をさらに 3 年間実施したところでございます。なお、これらの減免制度等につきましては、平成 24 年度までの暫定措置としておりましたが、平成 24 年 12 月議会におきまして御承認をいただき、更に 1 年間延長し、現在、平成 25 年度におきましても実施しているところでございます。この特例措置及び特別減免につきましては、社会経済状況等を考慮しながら見直しをしてきているところでございますが、わが国の社会経済情勢は、景気は緩やかに回復しつつあるという報道等もあるものの、来年度からの消費税率の引き上げなどによる生計費の負担も増加すると見込まれることなど、本市の国民健康被保険者を取り巻く情勢は、好転していくとは言い難い状況でございます。このため、今回、国民健康保険税の特例措置と特別減免制度を、更に 1 年間延長すべきものとして、それぞれの条例の所要の改正をしようとするものでございます。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（池田綱雄君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより執行部に対する質疑を行います。議案第 88 号及び 89 号を一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（前川原正人君）

議案第 88 号のほうは特別減免に関する条例の一部改正ということで、所得割、均等割、そして平等割をとということで値下げをするわけですけれども、今回の特別減免に関する条例の一部をまた更に一年延長をするということになりますと、当然その影響額というのがどの程度になるのか、お示しいただけますか。まずは、それからお願いします。

○税務課長（谷口信一君）

過去の実績でお答えしたいと思います。まず、24 年度で 478 万 50 円が減免額でございます。それから、23 年度で 539 万 5,900 円、22 年度で 481 万 1,600 円でございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一点は、この 12 歳以上 18 歳未満の扶養者の、いわゆる特定扶養控除の部分になりますが、これの減額、影響額と言いますか、今回の延長をすることでどの程度の減免になるのかですね。先ほどの 12 歳以上 18 歳未満の扶養者を抱える世帯に対する減免額というのがどの程度になるのかですね。特別減免とはまた別の部分ですので、お示しいただけますか。

○税務課長（谷口信一君）

申し訳ございません。先ほど回答いたしましたのが、12 歳から 18 歳未満の特別減免の部分でございました。第 89 号の特例措置につきましては、今現在の状態で計算を致しますと 1 億 2,700 万円程度になるようでございます。申し訳ありません。説明が悪かったですけど、またちょっと一から御説明いたします。まず、特別減免、12 歳から 18 歳未満の扶養親族を有する世帯、ここに関する減免額でございますけれども、これについては過去の実績を基に御説明いたします。平成 24 年度が 478 万 50 円、それから平成 23 年度が 539 万 5,900 円、それから平成 22 年度が 481 万 1,600 円、これは申請になっておまして、申請されて減免された額でございます。それからもう一つ、第 89 号のほうでございます。特例措置でございます。これは、今現在の条件で試算を致しますと、1 億 2,700 万円程度の減額となるようでございます。

○委員（前川原正人君）

大体、来年の 4 月からということになると思うんですが、またこれがずっと継続をするという、そういう位置付けであると思うんですが、ある意味国保世帯というのは年々増加傾向に、その年度にもよりますけど、その推移をどの程度の率としてですね。前年の実績で今報告を頂いたわけですけど、どれぐらいを見越していらっしゃるんですか。

○保険年金課長（橋口洋平君）

国保世帯につきましては、世帯のほう若干二十幾つ世帯でしたかね、24 から 25 は増えており



ます。被保険者としては数十人減っております。そういった状況でございます。

○委員（前川原正人君）

先ほど頂いた資料の中で、24年度の国保決算の県内の19市の比較ということで、実際税率を若干下げて、その分負担軽減ということで歓迎するものではありますけれども、実質法定外の繰入金というのはここにはゼロということになっていますが、実際、この前の植山議員のほうから法定外がどうこうということで出た部分があるわけですが、実際その税率を値下げしてその分負担軽減というこの見方、ほかの例えば鹿児島市とか薩摩川内市というのは法定外繰入れということで値下げということで、これはある意味政策的な負担軽減というふうに位置付けられているというふうに理解をするわけですが、そういう政策的な値下げ、いわゆる負担軽減ということで理解をしてよろしいわけですね。

○総務部長（川村直人君）

保険制度ですので当然、原則は保険で賄われるべきものと、今まで一般質問でも繰り返し御答弁をしてきたところです。この資料で法定外ということでゼロということです。この国保特会のその中で入りと出の均衡がとれていれば、例えばかなりまだ基金に余裕があったりすれば、税を下げていけばいいわけですが、基金がなかったり、今の税を上回るような医療費が増えてくれば、当然税の値上げとか、今御指摘のような一般会計からの政治的な判断による繰入れとか、そういうもので収支のバランスというのをとっていかなければならないわけです。本市の国保特会につきましては、現在のところそういった特例措置、負担軽減を図っても、今のところは一般会計からの法定外の繰入れというのは致しておりませんので、それで今まではしてはしておりますけれども、今後、例えば医療費などが非常に増加をしたりとかする場合については、何らかの手立てというのは当然考えていかなければならないし、また逆に健康のいろんな事業で医療費が減って、その中で収支がとれていけば、今のようやり方でもやっていけるということになりますので、そのときの状況になってみないとなかなか出と入りのバランス、これが一番大事ですので、できるだけ医療費が増加をしないような努力というのは行政もですし、被保険者の方々にも御理解を頂いて、できるだけ低い方向で見込めたらなというふうには思っております。

○傍聴議員（植山利博君）

特例措置の影響額が1億2,700万円程度という御説明でしたが、これは24年度の実績というふうに理解していいんですか。

○税務課長（谷口信一君）

この1億2,700万円につきましては、現在の条件で試算した場合の額でございます。

○傍聴議員（植山利博君）

これの影響、結局このことによって負担軽減をなされている所得階級というのは把握をされていますか。特例措置を講じていることによって負担の軽減が図られている所得階層は、把握はされていませんか。今まで300万円とか450万円とかいろいろなケースで出されていますよね。所得階級によって、この影響がどうなっているかという数字は出されていないですか。

○税務課長（谷口信一君）

この1億2,700万円につきましては、それぞれの所得階層ごとにその特例措置の対象になる方が何名いて、どれだけの額が減になるというような計算の仕方はしておりません。

○傍聴議員（植山利博君）

後ほどでいいですが、というのはこの特例措置で低所得者に対する負担軽減ということをよく言われるんだけど、果たしてそういう形になっているかどうか。どういう所得階層がこの影響を、恩恵を受けられているのかというのはやはり検証する必要があると思いますので、資料があれば後ほど頂ければと思います。

○保険年金課長（橋口洋平君）

この特例措置は、全ての被保険者の方々に同率で下げておりますので、やはり今一番多いところ

が所得0円以下が36%,それから100万円から0円までが32%くらいありますので、この辺の階層が一番多いですので、この辺が一番多くなるのではないかなというふうに思われます。

○委員長（池田綱雄君）

よろしいですか。もう資料も要りませんか。[「はい」と言う声あり]ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時31分」

「再開 午後 3時31分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第88号及び議案第89号に係る自由討議を行います。委員の皆様で御意見のある方は、ここで発言をお願いいたします。一括で行いたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と言う声あり]

御異議なしと認めます。何かありませんか。

○委員（池田 守君）

先ほど傍聴議員の植山議員の質疑の中で、特例減免の1億2,700万円の内訳はどうかということで、所得ゼロが36%,100万円までが32%という説明だったんですが、これが真実かどうか、ちゃんとした資料を頂けないでしょうか。

○委員長（池田綱雄君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時33分」

「再開 午後 3時36分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。今の質疑に対しましては、資料を後で提出するというのでしたので、そのように致します。ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで議案第88号及び議案第89号に係る自由討議を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 3時37分」

「再開 午後 3時40分」

### △ 議案第88号 霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。まず、議案第88号、霧島市国民健康保険税の特別減免に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第88号、霧島市国民健康保険税特別減免に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論に参加を致したいと思います。この審査の中でも明らかになりましたとおり、特別減免ということで12歳から18歳未満の子供さんを持つ国保世帯につきましては、24年度の実績で478万50円ということで、これはあくまでも申請主義ではありますが、先ほどの審査の中でもあったように、国保を取り巻く状況というのは本当に厳しい状況でございまして、やはり暮らしを守

るという自治体の責務として、今回の特別減免は大いに評価をするものであるということを申し述べて、賛成の討論と致したいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 88 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 88 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### **△ 議案第 89 号 霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について**

○委員（池田綱雄君）

次に、議案第 89 号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第 89 号、霧島市国民健康保険税の特例措置に関する条例の一部改正について、賛成の立場から討論に参加を致したいと思います。先ほどの審査でも明らかになりましたけれども、今回、第 89 号の特例措置で、その軽減額 1 億 2,700 万円ということで、先の第 88 号と合わせて合計では 1 億 3,178 万円の国保税世帯への軽減措置ということで、長引く不況の中で大変厳しい市民の暮らしをされている皆さん方の立場に立てば、当然の措置だということを申し述べまして、私の賛成討論と致したいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 89 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 89 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### **△ 議案第 114 号 霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について**

○委員（池田綱雄君）

次に、議案第 114 号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第 114 号、霧島市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論に参加を致します。今回の議案は、来年の 4 月から現行の消費税 5% に 3% 分上乗せをし、これを 8% とすることに大きな理由があります。これまでの委員会審査の中でも明らかになりましたけれども、この一般会計で 650 万円、施設料金で 300 万円の消費税の増税と。合計で大体 950 万円の消費税が上乗せをされるということになります。この利用者にとりましては負担増とな

ることが明らかになったわけですが。また、議案第 114 号だけでも消費税の増税は、その利用者に負担が押しつけられるということになるわけですが、消費税の増税というのは逆進性が強く、低所得者にとってはその負担が重くのしかかるものであります。また、今回の条例改正によりまして、消費税分の上乗せ以上に料金が引き上げられるものもございまして、便乗値上げと言わざるを得ないことを指摘いたしまして、私の反対討論と致します。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第 114 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 7 名、起立多数と認めます。したがって、議案第 114 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 115 号 霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員（池田綱雄君）

次に、議案第 115 号、霧島市西郷公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 115 号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がございましたので、起立により採決します。議案第 115 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 7 名、起立多数と認めます。したがって、議案第 115 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 119 号 霧島市都市公園条例の一部改正について

○委員（池田綱雄君）

次に、議案第 119 号、霧島市都市公園条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 119 号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第 119 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 7 名、起立多数と認めます。したがって、議案第 119 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 議案第 120 号 消費税率の改定に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について

○委員（池田綱雄君）

次に、議案第 120 号、消費税率の改定に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 120 号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第 120 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者 7 名、起立多数と認めます。したがって、議案第 120 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### △ 陳情第 7 号 場外舟券売場（仮称）「ミニポートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書について

○委員（池田綱雄君）

次に、陳情処理に入ります。まず、陳情第 7 号、場外舟券売場（仮称）「ミニポートピア霧島」の設置計画に関するご賛同を求める陳情書について討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りいたします。御意見はありませんか。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3 時 4 9 分」

「再開 午後 3 時 5 0 分」

○委員長（池田綱雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど自由討議の中で、継続が望ましいという意見がございました。そのように進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、陳情第 7 号は継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、陳情第 7 号は継続審査とすることに決定しました。

#### △ 陳情第 8 号 県民の安全が担保されない拙速な川内原発 1・2 号機の再稼働を認めない決議の採択を求める陳情書について

○委員（池田綱雄君）

次に、陳情第 8 号、県民の安全が担保されない拙速な川内原発 1・2 号機の再稼働を認めない決議の採択を求める陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りしたいと思います。御意見はありませんか。

○委員（松元 深君）

先ほど自由討議の中でも委員の中から継続審査にすべきというような意見がありましたので、継続審査にすべきではないかと思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

○委員（平原志保君）

一応白黒はっきり決めておいたほうがいい内容だと私は思いますので、この時点では一回やっていたほうがいいのかと思っております。採決をしたほうがいいのかということです。

○委員（前川原正人君）

私も平原委員と同じなんですけど、例えばもう既に、憶測でどうかではない状況に今来ていると思います。現実、福島第一原発の状況を見ても、50万人以上という人たちが避難を余儀なくされている状態であって、実際、地震と津波だけだったら十分にある程度は復活をさせていただくという部分もありますけれども、しかし今度のこの原発事故によって、福島県民はもとより東京近郊の人たちまでも避難をしているという状況があるわけですし、やはりその一番足元にいる霧島市でもあり、また鹿児島県の中で唯一の原発設置箇所は薩摩川内市にあるわけですが、そういうのも勘案すると、実際憶測でものを言っているのではなくて、現実の問題として原発事故、今起こって避難をされている、そして今後30年ないし50年もう元に、家にも帰れないというような状況の中で、本当にこの安全が担保されない川内原発の1・2号機の稼働というのは、やはりちゃんとはっきり態度表明を出しておくべきではないかということで、継続審査ではなくて、ちゃんとしっかりとした態度表明をすべきだというふうに思います。

○委員長（池田綱雄君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、採決するか継続審査とするか起立によって決定いたしたいと思っております。採決すべきとお考えの方の御起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者3名、起立少数でございます。したがって、陳情第8号は継続審査とすることに決定いたしました。

## △ 委員長報告に付け加える点

○委員（池田綱雄君）

議案処理及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今日の審査を受けて、特にパークゴルフ場の問題ですが、消費税の増税も併せて盛り込まれている部分があるんですが、ただ平成26年度以降、パークゴルフ場が18ホール増設されるということと相まって、料金改定で値下げをされるということが明らかになったわけですけども、ただ問題は、近隣の自治体と比較をして非常に今まで料金設定が高かったという事実があったわけです。そういう中で、実際、霧島市内はもとより、安い宮崎県の高原町でしたか、そういう所の料金設定を見ても、破格値まではいきませんが、利用料金を見てみると大分今の現行よりも安く設定されていることが明らかになったと思います。そうした中で、今後はどうやって人を集めていくのかということが問題になってくると思うんですが、やはり人を集めるためのそういう政策、料金を安く設定することで集客力というのも一つの要因ということも考えると、当然今後利用しやすい料金で人を呼びやすくなるということもありますので、そういうところにもっと努力をしていただきたいということを、委員長の報告の中で一言付け加えていただきたいということを申し述べておきたいと思

ます。

○委員長（池田綱雄君）

はい、付け加えたいと思います。ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。これで付託された案件の審査を終了します。

#### △ 閉会中の所管事務調査について

○委員（池田綱雄君）

次に、閉会中の所管事務調査については、項目を「総合的な企画行政について」、「行財政運営について」、「消防行政について」、「選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の事務について」及び「教育行政について」とし、議長に提出することよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。

#### △ その他

○委員（池田綱雄君）

次に、委員会全般に係るその他として、委員の皆様から何かございませんか。

○委員（池田 守君）

議会運営に係ることなんですけれども、先ほど第88号と第89号について賛成討論がなされたわけなんですけれども、当然、委員長はそれを盛り込まれて報告をされると思います。ただ、その後に本会議の中で委員長報告に対して、また討論の場合に、同じ内容でまた賛成討論をする傾向が今までありましたので、こういうことは控えてほしいと。これは議会運営委員会のほうに申入れしてほしいんです。また別な意味で反対討論が出たり、あるいは別な意味での賛成討論は構いませんけれども、同じ意味で賛成討論をされるということが今まで多々ありましたので、そのところは考慮していただきたいと思います。

○委員長（池田綱雄君）

分かりました。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で本日の総務文教常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 3時59分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

委員長 池田綱雄